

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成30年10月4日（木） 午前10時00分から
午後 2時52分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、鴛海豊、麻生栄作、吉富英三郎、三浦正臣、土居昌弘、油布勝秀、
末宗秀雄、御手洗吉生、近藤和義、阿部英仁、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、
玉田輝義、平岩純子、久原和弘、吉岡美智子、荒金信生、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

衛藤明和

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、木付親次、古手川正治、小嶋秀行

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 中島英司、土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第103号議案平成29年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第108号議案平成29年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第109号議案平成29年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第110号議案平成29年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第111号議案平成29年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第112号議案平成29年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	長友玉美
議事課委員会班	課長補佐（総括）	工藤ひとみ
議事課議事調整班	主幹	秋本昇二郎
議事課委員会班	主任	小春拓也

決算特別委員会次第

日時：平成30年10月4日（木）10:00～

場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

(1) 土木建築部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

(2) 農林水産部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、土木建築部及び農林水産部の部局別審査を行います。

これより、土木建築部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、土木建築部長及び関係課室長の説明を求めます。

阿部土木建築部長 まず、平成28年度決算特別委員会審査報告書で指摘された2点に対する措置状況について御説明します。平成28年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の9ページと決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、(2)収入未済の解消について、県営住宅使用料の収納状況です。収入未済額の縮減を図るため、滞納の早い段階からきめ細かな納入指導を行うとともに、即決和解制度を活用するなど、長期滞納の防止と収入未済の縮減に努めてまいりました。その結果、資料の上の表、左の上から6行目、Eの不能欠損額を除く収入未済額は、これまで最も多かったH18の1億3,322万1千円からH29が4,612万円と、金額にして約8,700万円、率にして65%削減できました。

また、左の中ほどにある現年度のF1収納率はH29が99.97%と4年連続全国2位を記録するなど、未収金の発生防止が進んだことから、その上のC1の収入未済額は、H29が64万2千円で、現年度分として過去一番多かったH10の5,127万2千円から98%も削減できました。

今後とも、収納率の向上と収入未済額の縮減に努めてまいります。

次は(3)個別事項の⑦河川事業についてです。措置状況報告書の17ページをお開きくだ

さい。

昨年、甚大な被害を受けた津久見川や大肥川では、災害の再発防止に向け、河川激甚災害対策特別緊急事業等により、集中的に河川改修を実施していかなければいけません。

それ以外の河川についても、早期に治水効果が発現するよう、氾濫により多くの家屋浸水が想定されるなど整備の優先度の高い河川から順次、河道拡幅や法線是正等の抜本的な河川改修を行う必要があります。

これらをしっかり取り組んでいくため、本年度の河川課当初予算は、223億円と昨年度比124%を確保したところです。

中でも河床掘削については、特に多くの要望をいただいていることから、緊急河床掘削事業費を昨年度の1.5倍、4億5千万円に増額するとともに、事業箇所も25か所から44か所へと拡大しました。

また、河床掘削事業の実施にあたっては、河川周辺の土地利用や浸水状況などを勘案して、緊急度の高い箇所から順次計画的に実施していくことなど、引き続き、住民の皆さまに対して丁寧の説明してまいります。

今後とも地域の皆さまに御理解をいただきながら、河川改修や河床掘削を効果的、効率的に組み合わせて実施し、災害に強い県土づくりに努めてまいります。以上で、措置状況についての説明を終わります。

続いて、平成29年度土木建築部の決算について総括的に御説明します。決算特別委員会資料2ページを御覧ください。まず、1の一般会計予算総額及び決算額についてです。

一般会計の予算現額ですが、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費及び公債費を合わせて、太枠のとおり1,255億937万5,240円です。これに対し、支出済額の合計ですが、一つ右で859億9,848万4,738円です。一番右、不用額の合計は1

億8,957万9,502円です。

主なものは公共の緊急砂防事業費の工事請負費や生活排水処理施設整備推進事業費の補助金などです。

一つ下の表の翌年度への繰越額ですが、下から3行目の計の欄を御覧ください。繰越明許費のみで合計1,433件、393億2,131万1千円です。これは、九州北部豪雨や台風第18号の災害復旧などにより、29年度の最終予算が前年度と比べて約158億円の大幅な増額となったことによるものです。

その下の2特別会計予算総額及び決算額等については、後ほど関係課長から御説明します。

続いて、平成29年度における主要な施策の成果について、土木建築部所管の主な事業を御説明します。平成29年度における主要な施策の成果の223ページをお開きください。県営都市公園施設整備事業です。

これは、公園利用者の安全性、快適性の向上を図るため、施設整備を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、更新時期を迎えた公園施設の計画的な更新を行うものです。29年度は、大洲総合運動公園テニスコートの照明設備や高尾山自然公園の遊具及び大分銀行ドームの音響設備の更新等を行いました。

事業の成果ですが、高尾山自然公園について、利用者の年齢層、利用目的及び利用状況等のアンケート調査を行い、利用者のニーズを反映した遊具の更新を行いました。

また、来年のラグビーワールドカップ開催に向け、総合競技場の整備を29年度から実施しています。大会の成功に向け、関係部局と連携しながら、必要な施設整備に万全を期してまいります。

次に、224ページを御覧ください。生活排水処理施設整備推進事業です。

これは、本県の生活排水処理率が全国的にも低いことから、生活環境の改善と、河川等の水質向上を目的として、下水道事業や浄化槽設置整備事業等を実施する市町村に対し助成を行うものです。

事業の成果ですが、28年度末の生活排水処

理率は74.9%となっています。

なお、29年度については、この主要な施策の成果の作成時に数値が確定しないため計上していませんでしたが、先般の第3回定例会において御説明したとおり実績値は75.8%で、目標値の76.4%をやや下回っており、今後さらに努力が必要です。

生活排水処理率向上のためには、市町村の主体的な取組と住民の御理解、御協力が不可欠ですので、引き続き市町村との対話を重ねながら、取組への支援を着実に進めてまいります。

次に、226ページをお開きください。身近な道改善事業です。

これは、生活道路の機能向上に関する要望に対して、既存の道路敷きを活用し、歩道や路肩を整備することで歩行空間の改善を図るものです。

事業の成果ですが、29年度の完了箇所数は915か所で、目標値の93.4%でした。

本事業に対する地元要望は依然として多いため、引き続き県民のニーズにきめ細かに応えられるよう努めてまいります。

次に、228ページをお開きください。
(公) 県営住宅整備事業です。

これは、高齢者等への配慮や利便性、安全性向上のため県営住宅のバリアフリー化などを図るもので、29年度から30年度にかけて城南北ブロックにおいて、1棟の建て替え工事を実施しています。また、岩田住宅など52戸のバリアフリー改善工事を実施しました。

事業の成果ですが、バリアフリー化された住戸の割合が28年度末の32.7%から29年度は33.6%へ増加し、目標値の33.2%も上回ることができました。

次に、230ページをお開きください。河川事業です。

これは、洪水や台風等の災害による浸水被害から人家や公共施設を守るため、河川流量の確保、河川環境の整備、保全を行うもので、29年度は、有田川などで築堤や護岸の整備、門前川などの河床掘削及び治水ダム建設等の事業を実施しました。

事業の成果ですが、目標値どおり35か所で浸水対策を実施し、洪水や台風等の災害による浸水被害の防止、軽減が図られたところです。

次に、231ページをお開きください。砂防事業です。

これは、土砂災害を防止し、県民の生命、財産を守るために砂防施設を整備するもので、29年度は、綿田地区の緊急地すべり対策や岩戸川等の砂防えん堤工のほか、生桑地区における擁壁工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備などを実施しました。

事業の成果ですが、土砂災害対策施設整備率は29.4%で、目標値の98.7%となっています。

次に、232ページを御覧ください。(公)砂防事業調査費です。

これは、土砂災害防止法に基づき警戒区域等を指定し、危険性の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限などのソフト対策を推進するもので、29年度は、警戒区域等の指定に必要な基礎調査を2,380か所で実施しました。

事業の成果ですが、土砂災害警戒区域指定率は48.2%と目標値を6.7ポイント上回り、警戒区域等の指定を着実に進めることができました。

次に、234ページをお開きください。道路施設補修事業です。

これは、災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を実施するものです。また、高度成長期に建設された橋梁やトンネル等の老朽化に対し、安全性を確保するとともにコストの縮減や予算の平準化を図るため、長寿命化計画に基づき補修を進めています。

事業の成果ですが、29年度の緊急輸送道路上の橋梁耐震化率は91.1%で前年度の88.5%から2.6ポイント進みました。次に、235ページをお開きください。木造住宅耐震化促進事業です。

これは、昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震改修や耐震診断の費用を助成する市町村へ補助するとともに、耐震改修を検討する方から相談を受けたり、耐震化等に関する広報、啓発活動を実施するものです。

事業の成果ですが、29年度の耐震診断及び耐震改修の補助実施件数は174件で、熊本地震が発生した28年度の354件と比べると減りましたが、27年度の2倍以上の実績となっています。今後とも、積極的に広報、啓発を行い、木造住宅の耐震性の向上を通じた安全、安心の住まいづくりを促進してまいります。

次に、237ページをお開きください。地域の安心基盤づくりサポート事業です。

これは、災害被害の拡大防止と、集落機能の維持を一体的に推進することとしています。地域においては、高齢化により集落機能の維持が困難になってきていることから、土木事務所職員自ら、あるいは委託業者が、河川、砂防、港湾施設等の軽微な修繕、草刈りや支障木の撤去などを行うものです。また、地域住民が自主的に行う県管理施設の環境美化や防災活動に対して、必要な資機材を確保し、その活動を促進しているところです。

事業の成果ですが、県民からの要請に対する対応率は77.9%となっています。中でも、昨年の九州北部豪雨や台風第18号で生じた流木、倒木など支障木の撤去については、この事業を活用することで迅速に対応できました。今後とも、県民からの多くの要請に対し早急な対応を心がけ、生活の安心感と満足度の向上を図ってまいります。

次に、238ページを御覧ください。建設産業構造改善・人材育成支援事業です。

これは、建設産業の担い手の確保、育成を図るため、建設業のきつい、危険といったイメージを払拭する取組等を推進するもので、29年度は高校生向けの建設業体験学習会など従来の事業に継続して取り組むとともに、新たに建設産業の生産性向上の推進を図るため、建設業者に対しICT施工の推進に資する機器等の導入経費に対する補助を行いました。

事業の成果ですが、29年度の成果指標を、28年度の現場体験学習会に参加した生徒の満

足度から建設業のイメージが向上した生徒の割合に変更し、より事業の成果が測れるよう改善したところです。目標値を超える54%が建設業のイメージが良くなったと回答しており、建設業のネガティブなイメージの改善と就職意欲の向上につながるものと考えています。今後も引き続き、建設産業の就労環境の改善や生産性向上、魅力の発信などにより、担い手の確保、育成に努めてまいります。

次に、239ページをお開きください。港湾整備事業です。

これは、フェリー等を活用した人流、物流の活発化による産業活動の活性化を図るために、船舶の大型化に対応した係留施設や港湾貨物を取り扱うふ頭用地等の整備を行うもので、29年度は、中津港など重要港湾における道路整備や、臼杵港など地方港湾における岸壁整備などを実施しました。

事業の成果ですが、対象港湾施設の整備により、安全性・利便性等が確保できる船舶（最大係留可能隻数）の割合が28年度の21.0%から29年度は34.4%に増加し、係留施設の整備を着実に進めているところです。

次に、241ページをお開きください。

（公）道路改良事業です。

これは、広域連携を推進し、観光客の誘致や産業競争力の向上を図るため、おおいたの道構想2015を基本計画として、地域高規格道路や国道、県道の道路整備を進めるもので、29年度は、国道212号耶馬溪道路、国道217号平岩松崎バイパスなどで事業を実施しました。

事業の成果ですが、県道三重新殿線内田工区を供用開始するなど、道路整備を着実に進めているところです。

最後に、243ページをお開きください。街路事業です。

これは、市街地の都市計画道路において、道路の新設、拡幅による渋滞対策や自歩道の整備による歩行者等の安全確保などを進めるもので、29年度は、庄の原佐野線や山田関の江線などで事業を実施しました。

事業の成果ですが、庄の原佐野線元町・下郡

工区の供用開始に加え、道路の拡幅や自歩道の新設等、安全で快適な歩行空間の整備を着実に進めることができました。

以上で、主要な施策の成果についての説明を終わります。

続いて、行政監査の結果について御説明します。平成29年度行政監査・包括外部監査の結果の概要3ページを御覧ください。まずは、左の項目1の公用車の適正な管理についてです。

1番目の（2）公用車の点検の実施状況、イの定期点検についてですが、1土木事務所において、平成28年度、車両の定期点検を実施していなかったと御指摘をいただきました。

左の項目3番目の（3）公用車の運行管理、イの管理者への運行状況の月次報告についてですが、3土木事務所において、庁用自動車等使用簿等による月ごとの報告が行われていなかったと御指摘をいただきました。

4ページを御覧ください。（4）備品管理システムによる車両情報等の管理、イの車両情報及び運行状況の記録についてですが、8土木事務所において、備品管理システムに車両情報及び年度ごとの運行状況を記録していなかったと御指摘をいただきました。

5ページを御覧ください。左の項目4の公務旅行における自家用車使用についてです。

一番下の（1）自家用車使用の承認、アの自家用車の登録についてですが、3土木事務所において、車検証の写し等必要な書類が提出されていないなど、登録事項の確認が不十分だったと御指摘をいただきました。

いただいた御指摘に対して、公用車の定期点検については、平成29年度は実施済みです。そのほかの項目についても監査終了後、速やかに処理しています。今後とも、公用車の管理などについて、適切な事務の執行に努めてまいります。

なお、包括外部監査の結果については該当ありません。

以上で説明を終わります。引き続き、関係各課室長から御説明します。

藤田土木建築企画課長 土木建築部一般会計の

歳入決算の主な事項について、御説明します。

平成29年度決算附属調書の6ページをお開きください。

まずは歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

左の科目で一番下の土木費国庫補助金は13億3,155万3,191円の減収となっています。

次に7ページを御覧ください。表の右の増減理由のうち、下から5番目の土木災害復旧事業費補助金は56億7,407万6,206円の減収となっています。

次に、13ページをお開きください。左の科目、一番下の土木債は36億7,800万円の減収となっています。

これらの主な理由は、事業の全部又は一部を翌年度に繰り越したことによるものです。

続いて、24ページをお開きください。収入未済額について御説明します。

左の科目の一番上、使用料及び手数料のうち土木使用料は6,008万4,918円となっています。

主な理由は、県営住宅使用料の納入義務者の生活困窮によるものです。

次に、歳出決算について、別冊の平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により、各所属から御説明します。

243ページをお開きください。最初に、土木建築企画課関係分について御説明します。

1番目の第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は7億4,833万3,419円です。

そのうち事業説明欄、上から2番目土木事務所運営費の決算額は8,825万9,657円です。これは、各土木事務所の嘱託職員の報酬等に要した経費です。

同じページの2番目にある第2目建設業指導監督費の決算額は7,238万4,759円です。主な事業は建設業育成指導費の5千万円で、建設業者に対する公共工事請負代金債権を担保にした融資制度の原資として金融機関に預託したものです。

次に、244ページをお開きください。下段にある第12款公債費の決算額は3億7,912万6,665円です。これは地方道路整備臨時貸付金の償還に係る公債管理特別会計への繰出金です。

次に、245ページをお開きください。公債管理特別会計の決算額は3億7,912万6,665円で、さきほど申し上げた一般会計からの繰入金と同額です。

湯地建設政策課長 建設政策課関係分について御説明します。

246ページをお開きください。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は2億1,705万9,585円です。

上から6番目の安全・安心を支えるインフラ点検事業費の決算額は2,093万7,616円です。これは、県民の安全、安心を支えるため、損傷や劣化の進行が早い道路の自然法面や河川の堤防、樋門、港湾岸壁などのインフラ施設の点検に要した経費です。

次に下から2番目の社会インフラ災害情報収集力強化事業費の決算額は315万2,520円です。これは、熊本地震における県の対応について検証した結果、大規模災害時は、発災後、速やかな被災状況の把握が重要なことから、災害情報の収集力を強化するため、空撮用ドローンの配備に要した経費です。

渡辺用地対策課長 用地対策課関係分について御説明します。

247ページをお開き願います。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は443万1,523円です。

一つ目の用地取得対策費の決算額は122万6,523円です。これは、過年度に取得した用地の登記事務に要した経費です。

その一つ下の収用委員報酬の決算額は300万9千円です。これは、収用委員7名に対する報酬です。

その一つ下の収用委員会費の決算額は19万6千円です。これは、収用委員会に係る経費です。

稲井道路建設課長 道路建設課関係分について

御説明します。

248ページをお開きください。第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は130万円です。これは高速自動車道建設促進事業費で、東九州自動車道の建設促進のための協議会及び期成会への負担金です。

次に第2項道路橋梁費第1目道路橋梁総務費の決算額は9,669万5千円です。これは道路橋梁調査費で、補助事業採択に向けた事前調査や道路台帳補正等に要した経費です。

249ページをお開きください。第3目道路新設改良費の決算額198億7,849万3,909円です。これは道路の新設又は改良に係る経費です。

上から3番目の(公)国直轄道路事業負担金の決算額は30億1,342万7,909円です。国が管理する一般国道の改築事業等に係る負担金です。

山本道路保全課長 道路保全課関係分について御説明します。

250ページをお開きください。第1目道路橋梁総務費は、決算額2億8,100万7,283円となっています。

次に、第2目道路維持費は、決算額217億4,543万5,739円となっています。上から2番目の道路維持修繕費24億606万5,369円ですが、これは、街路樹の管理、道路の清掃、草刈り、維持補修及び道路パトロール等に要した経費です。

次に、252ページをお開き願います。第3目道路新設改良費は、決算額39億6,328万4,825円となっています。

次に、第4目橋梁新設改良費ですが、決算額1億5,511万1,748円となっています。

後藤河川課長 河川課関係分について御説明します。

253ページをお開きください。第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費で、決算額は6,129万3,725円です。

次に254ページをお開きください。第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費で、決算額は12億9,502万8,227円です。

一番下の災害復旧調査費の決算額は7億1,097万1,480円です。これは、国への災害査定申請のための被災箇所の調査や測量設計委託に要した経費です。

次に255ページを御覧ください。第2目河川改良費の決算額は104億4,434万9,624円です。

次の256ページの上から2番目(公)国直轄河川事業負担金の決算額は28億9,243万4,734円です。これは、大分川、大野川など国が管理している区間における河川改修事業及びダム事業等に対する県の負担金です。

次に258ページをお開きください。第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費で、決算額は53億3,942万9,264円です。これは、昨年の九州北部豪雨や台風第18号等で被災した公共土木施設の災害復旧事業等に要した経費です。

野口港湾課長 港湾課関係分について御説明します。

259ページをお開きください。第2款総務費第2項企画費第6目交通対策費の決算額は8,053万9,813円です。これは、港湾施設の整備による人流、物流拠点の強化に向けた調査検討等に要した経費です。

その下、第7款商工費第1項中小企業費第3目通商貿易振興費の決算額は2,268万円です。

260ページをお開きください。第8款土木費第3項河川海岸費第3目海岸保全費の決算額は3億9,361万6,074円です。

261ページをお開きください。第4項港湾費第1目港湾管理費の決算額は1億4,869万5,040円です。これは、港湾施設の維持管理等に要した経費です。

その下、第2目港湾建設費の決算額は20億3,602万6,805円です。これは、大分港などの整備に係る負担金などです。

次に、262ページをお開きください。第3目空港建設対策費の決算額は5億87万1,522円です。これは、大分空港の整備に係る負担金などです。

次に、263ページをお開きください。第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費の決算額は3,386万1,600円です。これは、港湾局所管の施設の災害復旧事業に要した経費です。

次に、港湾課所管の特別会計について御説明します。まず歳入決算額の予算に対する増減額などについて御説明します。平成29年度決算附属調書の50ページをお開きください。

金額欄上から2番目の4億9,300万円の減収ですが、臨海工業地帯建設事業特別会計の県債です。減収の主な理由は、事業の一部を30年度に繰り越したことによるものです。

金額欄下から2番目の1億5,700万円の減収ですが、港湾施設整備事業特別会計の県債です。減収の主な理由は、事業の一部を30年度に繰り越したことによるものです。

次に、収入未済額ですが、54ページをお開きください。上から2番目の港湾施設整備事業特別会計の使用料及び手数料で605万4,312円、次の諸収入で13万6,420円の未収となっています。このうち、約348万円は過年度分であり、納入義務者の経営不振等によるものです。今後とも、分納計画の着実な実行の確保など、徴収に努力してまいります。

続いて、歳出関係について、決算事業別説明書により御説明します。

263ページをお開きください。臨海工業地帯建設事業特別会計です。

第1款大分臨海工業地帯建設事業費の第1項第1目土地造成費の決算額は33億1,592万4,899円となっています。これは、6号地造成及び県債の償還金等です。

次に、264ページを御覧ください。港湾施設整備事業特別会計です。

第1款第1項港湾施設整備事業費の第1目港湾施設管理費の決算額は14億6,196万2,144円となっています。これは、上屋や野積場など港湾施設の維持修繕等に要した経費です。

第2目港湾施設建設費ですが、決算額は5億1,400万円となっています。これは、ふ頭用地の造成などに要した経費です。

亀井砂防課長 砂防課関係分について御説明します。

265ページをお開きください。第8款土木費第3項河川海岸費第5目砂防費は、決算額83億6,579万7,836円となっています。

次に、266ページを御覧ください。上から3番目の(公)砂防施設緊急改築事業費ですが、決算額は1億3,954万3千円と、次の267ページの下から4番目の28年度から繰り越した2億5,295万2千円の計3億9,249万5千円です。

これは、老朽化した砂防施設の土砂災害防止機能を確保するため、既存施設の改築、補強等に要した経費です。

豊田都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係分について御説明します。

268ページをお開き願います。第2款総務費第2項企画費第5目土地対策費の決算額は2,826万2,877円です。これは、国土利用計画法に基づく適正な土地利用の促進や指導、地価調査等に要した経費です。

その下、第7款商工費第3項観光費第2目観光開発費の決算額は3,902万733円です。

観光開発費の一番上おもてなし観光案内標識整備事業費の決算額は2,828万2,350円です。これは、大分県を訪れた観光客の観光イメージの向上を図るため、観光案内標識等を整備することに要した経費です。

次のページ、269ページの一番上、魅力ある景観づくり推進事業費の決算額は824万6,165円です。これは、展望台等からの眺望を阻害する樹木の伐採等に要した経費です。

同じページの下段、第8款土木費第5項都市計画費第1目都市計画総務費の決算額は7,817万6,427円です。

都市計画総務費の上から4段目都市政策推進費の決算額は3,162万4,560円です。これは、都市計画基礎調査に要した経費です。

次の270ページ、第3目街路事業費の決算額は32億6,916万4,080円です。これは、庄の原佐野線元町・下郡工区をはじめとする街路整備に要した経費です。

島津公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係分について御説明します。

272ページをお開きください。第8款土木費第5項都市計画費第4目都市環境整備費の決算額は14億2,750万2,594円となっています。

上から2番目の公園維持管理費の決算額は1億2,529万5千円です。これは、大洲総合運動公園及びハーモニーパークの管理業務を指定管理者へ委託した経費です。

上から3番目の大分スポーツ公園等管理運営事業費の決算額は4億5,957万1,916円です。これは、大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の管理業務を、指定管理者へ委託した経費です。

樋口建築住宅課長 建築住宅課関係分について御説明します。

273ページをお開き願います。第1項土木管理費の第3目建築指導費の決算額は576万6,294円となっています。

そのうち上段の建築基準法等施行事務費の決算額は391万7,908円です。これは、建築基準法による指導監督、許認可に関する経費や建築審査会の開催等に要した経費です。

但馬公営住宅室長 公営住宅室関係分について御説明します。

273ページをお開き願います。

第6項住宅費第1目住宅管理費の決算額8億4,045万4,089円のうち、274ページ上から2番目の県営住宅等管理対策事業費の決算額は5億4,396万3,569円となっています。これは、管理代行者である大分県住宅供給公社への管理委託経費や県営住宅の計画修繕などに要した経費です。

中園施設整備課長 施設整備課関係分について御説明します。

275ページをお開きください。第1項土木管理費第4目営繕費の決算額は34億4,259万5,843円となっています。

事業別には、上から2番目の県有建築物保全事業費の決算額は18億8,755万1,224円です。これは施設ごとの中長期保全計画に

基づいた県有施設の保全工事及び地方総合庁舎等の改修工事を行うものです。

29年度に実施した主な内容としては、国東総合庁舎の屋上防水、外壁、内部改修工事、総合文化センターの中央監視設備、舞台機構改修工事及び別府コンベンションセンターの空調機等の更新等です。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

土居委員 私からは1点、生活排水処理施設整備推進事業、主要な施策の成果の224ページについて伺います。

生活排水処理率が低いと言われている中山間地域を多く持つ大分県です。この課題を解決するためには、やはり合併処理浄化槽の設置が急務ですが、なかなか進んでいない実情もあります。それぞれの市町村では補助事業などもやっているんですけども、個人負担が多いというところでなかなか踏み切れていない現状があると思います。ここの対策をどのように考えているのか伺いたいと思います。

島津公園・生活排水課長 生活排水処理施設整備推進事業についてお答えします。

県では、生活排水処理率の向上に向けて、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、個人設置費用の約4割を、国や市町村と一体となって補助してきたところです。

具体的には、一般的な5人槽の場合、設置費用は約83万円で、補助額は33万円、個人負担は50万円となっていました。

さらに、市町村の主体的な取組を支援するため、26年度から県と市町村で20万円の上乗せ補助を行う制度を創設し、普及促進を図っているところです。これにより、設置費用の6割

以上が補助金で賄われ、個人負担は83万円のうち30万円となっており、その負担が大きく軽減されたところです。

加えて、国においては、来年度予算要求の中で宅内配管の費用についても補助対象とする方向で検討協議を進めると聞いています。

県としても、こうした動向を注視しながら、合併処理浄化槽の普及促進に向けて、さらに努力してまいります。

土居委員 上乘せの補助もいただいて大変ありがたいんですけども、実際はなかなか進んでいないのが現状であります。国も、宅内の配管まで補助対象としようという動きもあります。この課題解決のために何ができるのか。実際のところ、自治体でそれをやっているところももうあるんですね。それを踏まえて国の方では検討しているの、中山間地域のそれぞれの個人の家庭、単独浄化槽を埋めている家庭の事情を深く察して、対策をこれからも打っていただきたいとお願いして質問を終わります。

原田委員 私は2点質問させていただきます。

最初に、主要な施策の成果の235ページ、木造住宅耐震化促進事業についてです。

この事業は29年度で終了していますから、今年度は住宅耐震化総合支援事業に引き継がれている事業だと思います。

また、さきの第3回定例会でブロック塀等緊急安全対策関連事業も承認されました。これらの事業は、本当に今大事な事業だと思いますので、積極的に取り組んでほしい事業と考えています。

ただ、こういった事業については、例えば自分の家は大丈夫か、もし崩れたら大変だ。また、ブロック塀に関しては、倒れたりしたら他の人にけがをさせる場合もある。やっぱりそういった所有者の思いと言うか、善意に基づいた事業だと思うんですね。

それに比べて、例えば先日、地区の防災士の方々と一緒に地区内を回ったんですけど、明らかに亀裂のあるブロック塀等があるわけです。所有者に話をすると、うちは大丈夫だと根拠もなく言うわけです。今、県や市でもそういった

事業がありますよと言うと、何でそこまで言われないといけないのかと怒る方もいらっしゃるんですよ。何が言いたいのかというと、とりわけ公道に面している倒壊のおそれのあるブロック塀や家屋の所有者に対しては、強制的にでも撤去なりをしてもらわないと安全を守れないとされているんですが、そういった対応というのは、今どう考えているのか、これからどう進んでいくかということをお聞きしたいと思います。

続いて、236ページの特定建築物耐震化促進事業についてです。別府にもたくさんのホテルがありますが、こういった事業に関して思いはあっても、お金がかかるということでなかなか踏み切れない、それこそこういった事業をするんだったら廃業しか考えられないと言われる方もたくさんいらっしゃるんですよ。だから、今回、前に比べて補助額も若干アップしていますしそういったこともあるでしょうけれども、この事業を進めるためには根本的な見直しというのがやっぱり必要だと思っているんですが、今後の方向性をお聞きしたいと思います。

樋口建築住宅課長 まず、木造住宅耐震化促進事業についてお答えします。

旧耐震基準で建てられた住宅の半数近くにブロック塀が設けられているという実態があります。耐震アドバイザーの派遣の際、また耐震診断や改修を行う際、ブロック塀についても点検をしていただき、危険なブロック塀については今回の補助を利用して除去を促していくよう、アドバイザーである建築士等をお願いしているところです。

このほか、住宅の耐震化に限らず、公道に面するブロック塀についても、学校関係者等と情報共有して、建築パトロールなどを実施して把握していく予定です。

その上で、特に危険な塀の所有者に対しては啓発等を行って補助を利用するなど、除却を促してまいります。

なお、現時点で11の市町村が補助制度を設けており、残る市町村についても事業化を働きかけ、今後とも市町村や建築関係団体と連携して、特に公道に面するブロックの点検や安全対策に

取り組んでまいりたいと思っています。

続いて、特定建築物耐震化促進事業についてお答えします。

大規模なホテル、旅館等、特定建築物の耐震化については、24棟で事業を計画しています。熊本地震等の影響もあり、一時的に事業の遅れも見られましたが、今年度中に16棟に達し、来年度中には、さらに20棟まで進捗する見込みとなっています。残る棟も、改修や建て替えの設計に今年度着手する予定です。

今後とも、それぞれの施設の耐震化計画に沿って事業が進捗するよう、また着手時期が明確でない施設についても、所有者からこまめに状況を聞き取りながら、早期に事業着手できるよう支援してまいります。

原田委員 分かりました。まだ七つの市町村では事業化されていないということですから、ぜひそういった市町村への働きかけをお願いしたいと思います。

1点、さきほど啓発と言われましたけど、例えばブロック塀が倒れてけがをさせたりしたら、所有者に管理責任が生じますよというぐらいの強い啓発と言うか、警告に近いような啓発も必要じゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

樋口建築住宅課長 委員がおっしゃるとおり、ブロック塀所有者の管理責任というものもあります。さきほど啓発と申し上げましたが、アドバイザーにもブロックの構造規定、これについてはホームページにも載せていますが、そういったものをお配りしています。また、ひび割れの具合なども示していますので、所有者の方には、そういう危険性を周知できるものと考えています。

守永委員 2点質問します。一つが、平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の243ページ以降に課ごとにある給与費についてです。働き方改革に向けて、8月から時間外勤務の実態把握と労働時間短縮に向けての指導が行われていると思いますが、2017年度の時間外勤務時間数については、土木建築部では1か月の一人当たりが、本庁で22.5時間、

地方機関でも22.5時間となっていると総務部から伺いました。当該年度の実態について、通常と比較して多いのか少ないのか、状況を教えていただきたいと思います。

また、通常の年と異なる要因について分析がされていれば、その状況を教えていただきたいと思います。

次に、主要な施策の成果234ページ、道路施設補修事業の事業の成果についてです。平成28年度で90%の目標に対して88.5%の実績率。平成29年度で目標92%に対して91.1%の実績率と努力された状況が伺えるのですが、いずれの年度も分母の数字に変わりはないのか。また、31年度までに100%を目指すと言われていますが、達成見込みはどうであるか教えてください。

それとさきほどの原田委員の質疑に関連して一つよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

さきほどブロック塀の倒壊に関する除去の関係で、11市町が補助制度を持っているという回答でしたけれども、補助制度を用意されていない市町村の名称を具体的に教えていただければと思います。

藤田土木建築企画課長 土木建築部の1か月当たりの時間外勤務時間ですが、大きな災害のなかった平成26年と27年の2か年平均で、本庁は一人当たり20.5時間、地方機関が16.6時間でした。

また、本年度は8月までの時間数で見ますと、本庁は20.4時間、地方機関が18.3時間です。これらと比較して、平成29年度の時間外勤務時間はやはり多かったと把握しています。また、その要因としては、昨年7月の九州北部豪雨及び9月の台風第18号等、大規模な災害からの復旧作業として多大な時間を要したことが主なものと分析しています。

山本道路保全課長 道路施設補修事業のうち、橋梁耐震化事業についてお答えします。

当事業については、平成26年度から192橋を対象として整備しており、分母に変わりはありません。また、今年度は9橋完成する予定

であり、平成31年度までに100%を目指して努力してまいります。

樋口建築住宅課長 各市町村のブロック塀の補助制度の状況ですが、大分市、別府市、中津市、宇佐市の4市が既に補助制度を作っています。

このほか、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、国東市及び九重町については、今年度中に整備する予定になっています。それから日出町が来年になりますけれども、今年度中ということで準備をしています。

また、31年度に向けて準備を行っているところが、日田市、津久見市及び豊後大野市です。そのほか、検討中というところが残りの3市という状況です。

守永委員 時間外勤務に関しては、特に土木では災害対応、さらに災害後の復旧まで続くということはかなり苦勞されていると思います。ぜひ健康管理に注意して、働き過ぎて体を壊すことがないように配慮していただきたいと思います。班総括の方も、かなりの事業を抱えながら班員の調整等もされていると思うんですけども、班総括に対して、部としてその辺りの配慮はどのようにされているか、分かれば教えてください。また、2017年度の総務部からの報告で、本庁で22.5時間、地方機関で22.5時間と、いずれも同じ数字になっているんですけども、ほぼ均衡しているというのは、例えば本庁から地方への応援若しくは地方から地方への応援などが行われているのかどうか。そういったものの成果によるものかというのがもし分かれば教えてください。と思います。

また、道路施設補修事業については、ぜひ耐震化率100%を目指して努力をお願いしたいと思います。

それと、ブロック塀の関係は分かりました。ありがとうございます。

藤田土木建築企画課長 土木建築部では、超勤縮減にあたり、部独自で毎月11日と18日を土木の日としており、それらの中で各所属長から定時退庁を促すようなメッセージをその日の掲示板上に掲示しています。

また、終業時には部長が本庁各課を巡回して、早期退庁を働きかけています。

災害時の応援体制については、発災時に短期間ですが、各所属から派遣をしています。また、昨年度の九州北部豪雨で災害があった日田土木については3名の過員を、また臼杵土木についても過員職員を配置し、職員の負担軽減を図っているところです。

守永委員 よく分かりました。

そういった状況を見ながら過員配置をする。また、忙しい中でも毎月11日と18日を土木の日と定めて、きちんと休める日を呼びかけていくというのは大事ではないかと思しますので、そういう工夫もしながら健康維持に努めていただきたいと思います。

嶋委員長 班総括への配慮について答弁漏れがありますので、再度の答弁を求めます。

藤田土木建築企画課長 例えば、大分土木事務所においては、昨年度組織改正により道路保全課を2課に分割し、課長のマネジメントを高めることとしました。そういう随時の組織改正を行いながら、総括の負担軽減も図っているところです。

嶋委員長 ほかに、事前通告をされていない委員で質疑がありましたら。

麻生委員 2点について伺います。

事業別説明書の254ページ、公共水域等放置船対策事業費として、河川・港湾区域内の放置船問題を解消するためという記載があります。条例制定などで取り組んでいただいているのはよく理解していますが、ここで示す放置船の定義、大分県行政、そして決算上の定義をどのように認識しているのか。まずその定義を明確にお示しいただければと思います。

それは、放置船と言っても県の使用料に伴う届出をしている、あるいはしていたけれども、その後の所有者の事情によって放置されているものと、届出されていないもの、いわゆる不届き者が不届け船をというようなものもあると思うんですね。そういう意味での放置船の定義を明確にお示しください。

もう1点は、木造建築物の大型化ということ

で、農林水産部からも県産材あるいは地域材の活用をと言われていますが、これだけ災害が頻発している状況にあり、やっぱり山を守るためには出口が必要である。そういう意味で、木材をもっと使うためには、木造建築物の専門家がいるのではないかなと思っています。先日も、東京大学の有馬名誉教授とじっくりお話をさせていただきましたが、木造に関わる専門家というのが本当にいない中、やっと最近になって少しずつ育成し始めているということでもあります。そういった中で、県庁の中には木造建築物の専門家、技術者はいらっしゃるのか。また、今後どう考えていらっしゃるのか伺います。

後藤河川課長 放置船についてお答えします。私は、河川サイドからの回答となりますが、やはり河川内に届出がなく、長期にわたり係留しているものという一般的な見解です。

野口港湾課長 港湾課サイドの、港湾区域内の放置船の解釈についても、河川課と同じく、係留許可、届出を出さずに係留している船舶、それから廃棄されている船舶等を含めて、放置船という解釈としています。

樋口建築住宅課長 まず、県庁の中の木造の専門家についてですが、私どもも建築技術の職員ですが、一般的な行政と技術の両面を持っています。

職員の中に木造だけをするという部署はありませんが、土木建築部の施設整備課、建築住宅課及び公営住宅室も含めて、農林水産部と一緒に検討を重ねてまいりました。これまでも、木造推進協議会を立ち上げ、木造建築賞という賞を設けて、その中で一般の木造住宅や木造建築物等の優秀なものを選定して、一般の方に紹介をするといった取組もしてきました。

大型の木造建築物については、構造計算が特殊で専門性も高くなってきます。そういった状況も踏まえ、現在、農林水産部と一緒に構造計算や設計、それから施工、それぞれの人材をどうやって育成していくのかということ協賛中です。今後それに向けて取り組んでまいりたいと考えています。

麻生委員 まず、放置船の定義について今説明

がありました。ところが決算の中に、届出をしていない部分については、数字として出てこないんですよ。出てきているのか、出てきていないのか、そこの認識をもう一度説明願いたいと思います。

それから、木造建築に関してですが、大分県は他県に比べてもよくやっただけではない。今、建設中のアリーナ等も木をたくさん使っているということで、全国的にも大変評価は高いと認識しています。今後、森林環境税を導入してそういったものを活用しながら、子育て満足度日本一を目指す中で、幼稚園や保育園といった場所に木のぬくもりを提供するというのは非常に重要なことになってきます。県庁の中、あるいは市町村の中でも、そういった人材を役所が雇用して育成していくということが大事だろうと思いますので、ぜひそのことはお願いしておきたいと思います。

野口港湾課長 決算の中では、やはり許可申請をしていただいて、係船料が決まっている分が計上されており、届出のないものについては、数字的には上がっていないという状況です。

後藤河川課長 河川課の方も、決算の中では上がってきていません。

麻生委員 ここが私は問題だろうと思うんですね。放置船という部分で、これは監査で十数年前から指摘をされ続けていることで、問題のすり替えになっているんじゃないかなと危惧しています。やっぱり公正公平な受益者負担という部分、これをしっかりやっけていかないといけない。あるいは、税の再配分を議論するのが議会ですので、これは使用料ですからちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、やっぱり既得権益者がのさばっているような、こんな不公平のあるような自治体には住もうと思わない。こういった根本的な問題が出てきているんじゃないかと私は思います。また、責任の所在も相変わらず曖昧であり、これは問題だろうと思うんですね。条例を含めてこの部分をしっかりと取り組む必要があるかと思っています。大分県の人口は、九州内のどこよりも減っている状況です。その根本原因の中にこういった問題もある

んだという部分を指摘し、引き続きの取組をお願いします。これは土木建築行政だけの問題じゃない。むしろ、災害で皆さん大変な御苦勞をしていらっしゃる中で、県全体として、やっぱりこの使用料の現状把握とかいうのは、以前は滞納を調査したようなこともあるので、そのことを求めて終わります。

平岩委員 通告をしていないため、質問という形にはならないかもしれませんが、住宅供給公社に関してです。

私は今朝、県営住宅に住んでいらっしゃる方の思いを伝えるために住宅供給公社に行ってきました。県営住宅はたくさんあって、そこに住んでいらっしゃる方は、やっぱり一人暮らしの高齢者がとても多いんですね。それと、一人で子どもを育てていらっしゃるお母さんも多くて、いろんな苦情、トラブルが起きているんだろうと。それはきっと他の議員の皆さんもいろいろ相談を受けていると思うんですけども、私が公社へそういった話を伝えたところ、公社の方も十分把握していて、お互いが共通認識に立つことができました。ただ、問題はそこに住んでいる人たちが人とつながれない、横のつながりがなかなかなくて、一人の世界に入り込んでしまうせいでいろんなものを抱えてしまい、その不満が出ているんだろうなとも思いました。

これは、公社のする仕事ではないとは思いますが、ハード面の拡充もしていきながら、やっぱりソフト面でも何らかの、住民の方が自治力を身につけることができるような取組も頭に入れておかなければ、大変なトラブルに発展するのではないかなとも思いました。但馬室長、もし何か思いがありましたらお伝えください。

但馬公営住宅室長 単身高齢者については、昨今の高齢化により、県営住宅でも増えており、特に1階を希望する方が多うございます。また、昭和40年代、50年代に建てて老朽化している県営住宅の高層階に住んでいる高齢の方などの住み替え希望も多くなって、どうしてもコミュニティ内のバランスが崩れかけています。特に新婚さんや子育て家庭などの若い世代は、民間住宅への希望があってもなかなか県営住宅を遠

慮しているという状況もあります。

高齢者向けのバリアフリー化のほか、今年度からは子育て改善ということで4階、5階の住宅の畳の部屋のフローリング化や、部屋のリフォームなど、そういった事業も始めていますので、今後そういうコミュニティの形成につながるような取組は進めていきたいと思っています。
吉岡委員 平岩委員の質問と重なるかもしれませんが、228ページの(公)県営住宅整備事業の中のバリアフリー化についてお尋ねします。

バリアフリーの内容で私が一番求めるのは、高層階に住んでいる人でも楽に住めるようなエレベーターの設置ですが、これは非常に費用がかかるということで難しいと思っています。この事業で言うバリアフリーというのは、今住んでいる方たちのトイレの洋式化とか、スロープあるいは手すりの設置などかなと思いますが、具体的なバリアフリー化の内容について教えていただきたい。また、バリアフリー化を施したところは家賃が上がるのかどうかですね。よく古い住宅を建て替えると家賃が上がるので、ほかに行くしかないという方もいらっしゃるので、バリアフリー化後の家賃がそのままなのかということ。そして、この事業の成果として、38年度を最終目標としていますが、この目標年度の38年度までにどういうところをバリアフリー化することで最終達成になるのか、その内容を教えていただきたいと思います。

それともう一つ、高齢者は優先的に高層階から1階に移動してもらっているんですけど、そのときに、今住んでいる部屋を一応退去と同じような条件できれいに精算して、そしてまた新しい1階に移ると。そのときの入居条件は、新規に入居する方と同じ条件なのかなと思っています。保証人もいるし、最初の資金とかいろいろ思うんですけど、保証人を立てるのもなかなか難しくなっていて、高層階から1階に移りたい人が保証人の関係で移れないということはないのかなというのをちょっと心配しています。そこら辺の考えをお尋ねしたいと思います。

但馬公営住宅室長 1点目についてですが、バ

リアフリー化の内容については、例えばドアノブからハンドルレバーへの変更、居室、浴室、洗面、玄関などへの手すりの設置、そのほか、非常警報装置やインターホンの設置。あとは浴室の浴槽の高さが高いということで、それを低い浴槽に交換する。ほかには御自身で設置している方もいらっしゃいますが、給湯器の設置や交換、シャワー付きの水栓の設置などが主な内容となります。

家賃の関係についてですが、公営住宅の家賃については公営住宅法に基準があります。その基準内で住宅を改修した場合には、住宅の築年数にもよりますが、過去の例を見ると数百円程度は家賃が上がっているというのが現状です。

3点目として、38年度までの目標ですが、バリアフリー化については既存の高齢者改善事業と建て替え事業があります。特に新築に建て替えるという事業が一番このバリアフリー化の戸数を伸ばすようになっていきますので、38年度までの計画の中で引き続き建て替え事業と高齢者改善事業に取り組むよう予定しています。

4点目の保証人の問題については、改正民法の施行が32年4月からということではありますが、今住んでいる方の住み替えについて、保証人の関係で住み替えができないという方はいないと思っています。どうしても滞納や事故があったときなど、何らかの連絡が取れる方がやっぱり必要だろうということで、保証人については今後も必要じゃないかと今のところ考えています。これについては、また他県状況等も踏まえて、条例改正の検討もしてまいりたいと考えています。

吉岡委員 保証人の件ですが、保証人になった家が払えなくなったときに保証人が払わないといけなくなる、これが一番保証人にとっては大きいところなんです。ただ、例えば今おっしゃったように、一人暮らしの方が室内で亡くなっていたときに、その関係者がいないと勝手に部屋をあたれないということもあるのかなと思っています。

住み替えについては、もう随分長く住んでいた方で希望する方もいらっしゃると思いますの

で、そういった場合は、生死に関する確認に対してだけ、何か最後の手続のときだけ保証人がしてもらえばいいなどという、最後のセーフティネットみたいなことができないのかなと思っています。

費用負担さえなければ保証人になってもいいよという方もいらっしゃると思います。これからもっと県営住宅に対する高齢者のニーズは高まっていくと思いますので、安心して住み続けられるようにということを、これは要望しかないと思いますのでお願いしておきます。

玉田委員 施策の成果の237ページ、地域の安心基盤づくりサポート事業の基本的な考えについてお伺いします。

先日も台風が来て、そしてまた今もこちらに近づいてきていますけれども、大規模災害が起こるかどうかというのは正に時の運という御時世になってまいりました。平成2年に豊肥水害が起こったときに、100年に1回の水害だと我々は言っていて、その2、3年後にまた起こったときに、前回のは100年の最後の年で、今回は100年の始まりの年だということも冗談めかして言っていましたけれども、実はその後、どこでも起こるような状況になっています。その中で、今年の台風第18号の被害が私たちの地元でもあったんですけれども、それを思いながらこの事業を見たときに、特に課題の中で、NPO・ボランティアが継続して活動していけるような支援の充実が必要とあります。正にそうだと思います。これだけ大規模災害が頻発している中で、集落は高齢化し、市町村も合併で人が減っている。土木も人が減っている。そういう中で、どういうふうに知恵を絞ってやっていくのか。ここの課題にもあるように、今後の方向性として集落維持活動が続けられるように環境改善の継続などがあがっています。具体的に、これだけ災害が大規模かつ頻発する中で、もう少し踏み込んで、こういった議論がなされているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

湯地建設政策課長 この事業は、小規模な災害を想定した初動対応などが対象になっています。

そういう中でもかなり高齢化して、地域コミュニティの維持管理ができないものについて応援をしているところです。まずその資機材の準備や、ものによっては職員が最初に行ってお手伝いをするとか、それでもできないものは業者に外注をするという形で取り組む事業になります。ただやはり委員がおっしゃるように大規模災害が頻発する中で、地域の維持管理や安全、安心の確保というのはなかなか大変な部分ですので、引き続き地域の方と一緒に考えていきたい。必要な予算については継続して要求をしてまいりたいと考えています。

玉田委員 通告しなかったので、少し議論を深められませんが、昨年の台風第18号のときには、やはり集落単位で歩いていくと、小さいユンボでもいいから、そういったものが集落にあると使える人がいるからいいんだがといった本当に不安な声もいただきました。

一方で、県はネットワーク・コミュニティということを掲げて、それぞれの集落単位でしっかりと最後まで住める基盤を作るんだという方向で今やっているわけですから、とてもこの事業は大事だと思います。今後も議論を深めて、そして大きな災害はまだ無理にしても、それぞれの災害について、それぞれの集落で初動の対処ができるようにしてほしいと思います。要望に代えます。よろしくをお願いします。

嶋委員長 ほかに委員の質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 では、委員外議員で質疑がありましたら。

古手川委員外議員 一言お礼も含めて申し上げます。

先週の台風被害の中で、私の地元の津久見川はあと50センチメートルまできました。私も自宅がすぐ近くなので超えたらやばいなと思っていましたが、河床掘削してもらっていたおかげだと思っています。

29年度の予算を踏まえて、30年度に大幅に予算を増加していただき、そして時期も繰り上げてという形で取り組んでいただいたおかげだと、非常に感謝しています。

ただ、確か年間40か所ぐらいだったと思いますので、12土木事務所ですと3か所から4か所です。ぜひこれを来年度は5か所から6か所に。そうしますと、3年ぐらいのローテーションでかなりの地域の河川が対応できると。河床掘削は即効性があることを本当に身をもって実感したので、その辺を要望させていただきたいと思っています。

そして、さきほどから守永委員のお話のように、働き方改革の中で土木の職員の皆さんの状況は大変だと思いますが、中堅から若手の人にとっては、なかなか経験ができない非常にいい経験をされていると思っています。現場の中で土木の業者の皆さんといろんな会話をしながら、改良をしながら、何とか年度内にと工夫をしていただいている事例を数多く伺っています。非常にいいことだと思います。大変ですが、12土木事務所が地域に密着して、ぜひ年度末に向けて一丸で乗り切っていただきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

嶋委員長 ほかに質疑がありましたら。

近藤委員 災害が起こって、そのたびに復興予算を組むのは大変だと思います。いかに未然に災害を防ぐかということが非常に大事だと思っています。

私どもの由布市の湯布院町は大分川の一番源流ですが、日出生台演習場の関係で防衛予算を使わせていただいて、民生安定事業とか障害防止対策事業で約60億円かけて河川改修をやっています。昨年、固定堰を取り払って2メートル河床を下げたことによって、少々雨が降っても盆地在が水につからなくなりました。一旦降ると盆地の中は水浸しになるのが常態であったわけですが、そういうこともなくなりまして、非常に住民の皆さんが喜んでます。

こうした県費を使わない事業もあるわけですから、こういうのもやっぱり積極的に取り入れて、災害防止をやっていただきたいなと思っています。

それについても、演習はするな、金だけは出せというわけにはいきません。やはり私どものまちは日出生台演習場と共存共栄の関係でやっ

てきたわけであります。大分川の改修をするまでは、湯布院のまちなかは、本当に一雨降れば水があふれていたわけですが、河川の大改修をやったことで川幅も非常に広くなり河床も下がったものですから、水害が起きにくくなりました。

そういうこともあり、そういった予算をこれからも積極的に活用していただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

嶋委員長 答弁を求めますか。

近藤委員 部長の答弁をいただければありがたいです。

阿部土木建築部長 事前防災を含めて、この度重なる災害にどう対応していくかというのは、大変大きな課題として考えています。このためには、委員がおっしゃったような防衛予算も含めて、ありとあらゆる事業を模索し、取り入れながら、一步でも事前防災が進むように取り組んでまいりたいと思ひます。また、事業の効果がすぐに出るものも含めて、我々はそういったアピールもしながら予算を多方面から獲得する努力もこれからしっかりやっていかなければいけないと改めて感じています。

嶋委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の皆さんから何か質疑はありませんか。（挙手する者あり）

但馬公営住宅室長 さきほどの吉岡委員の質疑に関し、バリアフリー化により家賃が上がる件について答弁を修正します。

給湯器を設置した場合には家賃が上がります。中には、給湯器を自分で設置して、もう設置をしなくてもいいという場合もあり、給湯器を県が設置した場合には家賃が上がるということです。

嶋委員長 全体を通して何か質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに特別にないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

嶋委員長 それではこれより内部協議に入ります。

さきほどの土木建築部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思ひますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたらお願ひします。

麻生委員 さきほどの質疑での放置船の定義のやりとりの中で、届出をしていない船の使用料が決算の中に出てきていないという実態が判明しました。この部分について、届出をしていない船の実態の見える化をしっかりとて対処することを求めていただくことを意見として申述べます。

土居委員 二人の方から要望が出ました河床掘削です。とても有効な事業ですので、ぜひ盛り込んでいただきたいと思ひます。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、麻生委員、土居委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思ひます。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で土木建築部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩します。

午前 11 時 41 分休憩

午後 1 時 00 分再開

篤海副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明は、要請した時間の範囲内とな

るよう要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、農林水産部長及び関係課長の説明を求めます。

中島農林水産部長 それでは、一般会計及び特別会計決算事業別説明書の173ページをお開きください。

平成29年度一般会計歳出決算のうち、農林水産部関係分について御報告します。

上段一般会計の一番下、歳出合計欄を御覧ください。

平成28年度からの繰越しを含めた予算現額は、左から2列目にあるように743億5,893万8千円となっており、支出済額はその右側480億2,789万5,323円です。翌年度繰越額は231億9,226万6千円となっており、そのうち7億4,367万8千円について事故繰越しを行っています。これは農業農村整備事業などの6事業において、昨年の災害の影響により技術者や資材が不足したこと、被災箇所の復旧を優先したことなどにより、年度内の完成が困難となったことから再度の繰越しを行ったものです。また、その右の不用額は31億3,877万6,677円となっています。

不用額の詳細や特別会計については、各課別の決算状況とあわせて後ほど担当課長から御説明します。

続いて、決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の7ページをお開きください。

昨年度の決算特別委員会の審査報告書に対する措置状況を御報告します。

まず、農業改良資金の収入未済の解消についてです。

農業改良資金は、平成22年度の法改正により、貸付機関が日本政策金融公庫に移管されており、平成23年度から一般会計において債権を管理しています。

29年度は滞納者13名に対し、返済協議を重ね滞納解消に努めた結果、元金約269万円の収入未済額を回収しました。

今後も関係機関と連携しながら督促などを行い、長期滞納額の縮減と滞納者数の減少を図る

とともに、新たな滞納の発生を防止して収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、8ページをお開きください。沿岸漁業改善資金の収入未済の解消についてです。

29年度は滞納者3名に対し、返済方法の協議等を重ね滞納解消に努めた結果、元金40万円の収入未済額を回収しました。

農業改良資金と同様、今後も関係機関と連携しながら督促などを行い、収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、16ページをお開きください。

「おおいた豊後牛」流通促進対策の強化についてです。

昨年の全国和牛能力共進会での内閣総理大臣賞受賞という好成績を受け、「牛は豊後が日本一」フェアや羽田空港での看板設置などPR強化に取り組みました。

この結果、取扱店舗が県内外で新たに32店舗増加し、256店舗が取扱認定店となりました。本年度は既に32店舗増加の288店舗と、昨年を上回るペースで推移しています。

また、昨年度から都市部の情報発信拠点として、おおいた豊後牛を専門に扱うサポーターショップの認定制度をスタートさせました。大変好評を博しており、県外取扱量は前年比146%と順調に増加しています。

しかし、全国的にはまだまだ認知度不足の状況であることから、全共日本一を追い風に、全国的なブランドへと飛躍させるため、流通業者や生産者等と一体となり、新たなリーディングブランド「おおいた和牛」を先月4日に立ち上げました。

今後は、この「おおいた和牛」を中心に、東京や大阪などの大消費地でのPRイベントや大手飲料メーカーとのタイアップ、SNSを活用した情報発信などを大々的に行いながら、認知度向上を図ってまいります。

こうした取組により、全国に通用するブランドへと押し上げ、さらなる販路開拓や流通拡大に努めてまいります。

次に、平成29年度における主要な施策の成果各部評価結果一覧表の12ページをお開き

ださい。

主要な施策の成果について御報告します。

農林水産部関係分としては、12ページから14ページにかけて53事業を記載しています。

まず、1評価結果総括表の一番上、総合評価を御覧ください。

活動指標と成果指標の達成度合いによる評価をまとめており、Aが44事業、Bが4事業、Cが1事業、D及びEは該当なしとなっています。なお、評価区分が空欄となっている3事業は、評価対象外の公共事業であります。

次に、三つ下の今後の方向性を御覧ください。

継続・見直しが46事業、終了が3事業となっています。

その下の2個別事業一覧表では、事業ごとの評価をまとめており、本日は、重点的に取り組んだ事業を中心に、平成29年度における主要な施策の成果により御説明します。

それでは、179ページをお開きください。農林水産物輸出需要開拓事業です。

1現状・課題、目的です。この事業は、海外市場を取り込むため、相手国の拡大、品目の拡大、現在取引のある品目の取引量拡大の三つを基本戦略とし、輸出拡大に取り組むものです。

2事業内容です。輸入業者のニーズに応じた商品戦略の展開を行ったほか、日本食レストランでのフェア開催やSNSを活用した情報発信に取り組みました。

3事業の成果です。農林水産物の輸出額19億円の目標に対し、実績は21億4千万円と目標を上回っています。業務用需要の高い香港向けの乾しいたけなど、多くの品目で前年度実績を上回ったこと、また、輸出解禁国や未開拓国への販路も実現したことから、初めて20億円を超える過去最高の輸出額を記録しました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。専門商社やバイヤー等との連携を強化しつつ、現地消費者のニーズに応じた販売促進、生産園地の登録や防疫対策をはじめとする輸出国の規制に対応できる事業者の育成などにより、さらなる輸出の拡大に取り組んでまいります。

次に、183ページをお開きください。有機農産物生産流通拡大推進事業です。

1現状・課題、目的です。この事業は、有機農産物に対する量販店等の大口ニーズに対応できるよう、県内の安定供給体制の構築に取り組むものです。

2事業内容です。定期配送等の流通モデルの実証や先進的有機農業者を核とした出荷組織のグループ化を支援するとともに、消費者へのPR活動などに取り組みました。

3事業の成果です。有機JAS認定圃場面積の実績は300ヘクタールとおおむね目標を達成しました。これは、グループ化や栽培技術の研修等により生産体制を確保したほか、生産者の有機JAS認証取得への意欲が高まり、既存有機農業者の規模拡大に加え、認証を取得した農業者が99人から105人へと増加したことによるものです。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。収量が落ち込む夏場・冬場の生産体制の強化や今後のインバウンド需要を取り込むため、ホテルや旅館など宿泊施設とのマッチングにも取り組んでまいります。

次に、188ページをお開きください。米政策転換対応型水田畑地化推進事業です。

1現状・課題、目的ですが、この事業は、米の消費量が年々減少する中、水田の畑地化により、米から高収益な園芸品目への転換を進めるものです。

2事業内容です。農地の出し手と受け手とのマッチングの基礎となる担い手情報の収集・整理や農地の出し手に対する交付金の支援などに取り組みました。

3事業の成果です。水田畑地化による園芸品目の導入面積は、40ヘクタールの目標に対して実績は66ヘクタール、165%の達成率となっています。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。園芸品目の導入面積500ヘクタールの目標達成に向けて、団地に適したまとまりのある農地を確保するため、水田と畑地の圃場のゾーニングにも取り組めます。

次に、190ページをお開きください。肉用牛生産基盤拡大支援事業です。

1 現状・課題、目的ですが、この事業は、肉用牛の生産基盤を強化するため、繁殖雌牛の導入や肥育素牛預託制度の実施を支援するものがあります。

2 事業内容です。大分県畜産公社が行う肥育素牛預託制度の原資を貸し付けるとともに、繁殖雌牛の増頭経費の助成については、7歳未満の経産牛も対象に加えて実施しました。

3 事業の成果です。繁殖雌牛の飼養頭数は減少の一途をたどっていましたが、おおむね目標を達成しており、30年度には10年ぶりに増加に転じる見込みです。また、肉用牛は枝肉価格の上昇や肥育牛の飼養頭数が増加したこともあり、産出額は3年連続で増加しました。

4 今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。「おおいた和牛」の展開を踏まえた増頭対策を進め、生産基盤の強化やブランド力の向上にしっかりと取り組みます。

次に、195ページをお開きください。木材生産コスト低減推進モデル事業です。

1 現状・課題、目的ですが、この事業は、既存作業道をトラックの通行を可能にするための改良や小型のタワーヤードによる新たな作業システムの導入により生産性の向上を図るものがあります。

2 事業内容です。こうした既存作業道の改良等を県内各地でモデル事業として実施しました。

3 事業の成果です。主伐生産性は、1人日当たり平成28年度の県内平均8.7立方メートルに対し、モデル事業の実施地では16.9立方メートルとなり、作業道の改良等が生産性の向上とコスト削減に有効であることが分かりました。

4 今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。31年度にかけて、さらに実証データを蓄積・分析し、こうした主伐生産性を高める取組を全県展開していきます。

次に、198ページをお開きください。しいたけ増産体制整備総合対策事業です。

1 現状・課題、目的ですが、この事業は、2

0年連続で日本一となった乾しいたけを中心に、日本一の大分しいたけの品質向上や増産を図るものであります。

2 事業内容です。人工ほだ場などの生産施設の整備や原木搬出のための簡易作業路の開設を支援しました。

3 事業の成果です。原木伏込量の実績は1万255立方メートルとおおむね目標を達成しました。29年度から開始した原木生しいたけの京都出荷についても目標の6.4トンを達成しました。

4 今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。乾しいたけ、生しいたけ共に品質を確保し、また、市場が求める量を安定的に出荷できるよう生産体制を整備していきます。

次に、200ページをお開きください。県産水産物流通拡大推進事業です。

1 現状・課題、目的ですが、この事業は、戦略魚種の販路拡大とブランド確立を図るとともに、県産魚の消費拡大に取り組むものです。

2 事業内容です。都市圏での販路開拓や量販店などでのフェアを実施するとともに、毎月第4金曜日の「おおいた県産魚の日」を中心とした魚食の普及活動などに取り組みました。

3 事業の成果です。かぼすブリ・かぼすヒラメの取扱店舗数は、目標の115店舗を達成することができました。

4 今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。引き続き、戦略魚種を中心とした県産水産物の販売促進に取り組んでまいります。特に実需者ニーズが高く、さらなる拡大が見込まれるブリフィレの一次加工を推進していきます。

次に、201ページをお開きください。ヒラメ陸上養殖生産振興事業です。

1 現状・課題、目的ですが、この事業は、戦略魚種である養殖ヒラメの販路拡大と生産性の向上を図るため、クドア食中毒の防止対策の強化や生産コスト削減に向けた取組を実施するものです。

2 事業内容です。緑色LEDを活用し、ヒラメ養殖現場での生産試験により、成長促進効果

と生産コスト削減効果を検証しました。また、食中毒防止に向け、新たに開発されたクドア簡易検査キットによる安全強化対策を実施しました。

3事業の成果です。簡易検査キットの導入により、従来1時間要していた検査時間が15分まで短縮することとなり、出荷時の簡易検査導入率は100%と目標を達成しました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。引き続き緑色LEDを活用したヒラメ養殖生産コストの削減対策や簡易検査キットによる管理手法等により養殖ヒラメの競争力強化を図ってまいります。

次に、206ページをお開きください。UIJターン就農者拡大対策事業です。

1現状・課題、目的ですが、この事業は、UIJターンによる新規就農者を確保するため、就農を希望する都市圏在住への情報発信等を行うものです。

2事業内容です。県内外で就農相談会を計63回開催したほか、移住希望者向け雑誌で就農支援施策等の情報発信を行いました。また、県外から元気な中高年層を呼び込むため、移住就農予定者に対する給付金制度を創設しました。

3事業の成果です。県外からの新規就農者数は44人となり目標を達成しました。これを含め、平成29年度の県全体の新規就農者数は、過去最高となる237名となりました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。今年度、大分県移住サイト「おおいた暮らし」に、移住就農した新規就農者の事例や就農支援策を紹介する専用ページを開設しました。引き続き、一人でも多くの新規就農者を確保できるよう取り組んでまいります。

次に、211ページをお開きください。集落営農構造改革対策事業です。

1現状・課題、目的ですが、この事業は、集落営農法人の経営基盤を強化するため、高収益な園芸品目の導入などを支援するとともに、地域農業を総合的に担う、地域農業経営サポート機構を育成するものであります。

2事業内容です。サポート機構については、

運営費の一部を助成したほか、新たに杵築市、中津市で機構の設立を支援しました。また、集落営農法人の規模拡大や園芸品目導入等に必要な機械施設などの整備を支援しました。

3事業の成果です。サポート機構が調整役となり広域エリアをカバーできる体制が4地域で構築されたことや集落営農法人の体制強化などにより、担い手不在集落数は1,598となり、目標を上回りました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。集落営農における園芸品目の技術定着を早期に図るため、先進農家等を濃密指導員として設置するとともに、サポート機構についても、安定的な経営基盤づくりを引き続き支援していきます。

次に、216ページをお開きください。鳥獣被害総合対策事業です。

1現状・課題、目的ですが、この事業は、野生鳥獣による農林業被害を軽減させるため、狩猟者確保対策、予防・集落環境対策、捕獲対策、獣肉利活用対策の四つの対策を実施するものです。

2事業内容です。防護柵の設置に対する助成をはじめ、イノシシなどの捕獲報償金の支給、鳥獣害対策アドバイザーの養成、狩猟者育成セミナー等を実施しました。

3事業の成果です。鳥獣による農林業被害額2億4千万円の目標に対し、実績は1億9,500万円と、30年ぶりに2億円を下回りました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直しとしています。狩猟免許申請等に係る手数料などの免除や若者や女性等を対象としたセミナー開催など、狩猟者の確保対策に取り組むとともに、集落ぐるみでの被害対策の促進や捕獲報償金の活用による捕獲圧の強化を進めてまいります。

次に、219ページをお開きください。野生鳥獣食肉等利活用推進事業です。

1現状・課題、目的ですが、この事業は、捕獲したイノシシ等のジビエ利活用を促進するため、処理加工施設の体制強化などに取り組むも

のです。

2 事業内容です。処理加工施設の衛生管理の強化に必要な金属探知機などの設備導入を支援しました。

3 事業の成果です。処理加工施設の解体処理量は大きく増加し、目標を達成しました。一方でシカ皮の活用に向け、乾燥施設の整備を予算化していましたが、加工事業者の商品開発の遅れにより、需要が見込めず導入が進みませんでした。

4 今後の課題と方向性等ですが、終了としています。本年3月、本県は全国17か所のジビエ利用モデル地区の一つとして選定されました。この指定に基づく国からの交付金を活用し、処理加工施設の新設、規格や品質表示等の統一、県内外でのPR活動等の強化等に取り組みます。

続いて、平成29年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の3ページをお開きください。

まず、29年度の行政監査の結果について御報告します。

農林水産部関係では改善事項が5項目あります。本日はその中から、1項目について御説明します。

一番上の1(2)イの公用車の定期点検についてです。

内容は、農林水産部で管理する公用車のうち、一部において道路運送車両法に基づく定期点検を実施していなかったものです。指摘を受け、時期に応じて適切な点検を行うよう徹底しています。

次に、包括外部監査の結果についてです。

19ページをお開きください。

農林水産部関係では改善事項が5項目あります。このうち1項目について御説明します。

一番上の企業等農業参入推進事業についてです。

内容は、事務事業評価において、成果指標である農業参入企業件数の目標に対して、活動指標である面談企業数の目標の設定が実態に沿っていないことから、実態に応じた適切な目標値に設定するよう指摘をいただいたものです。

これを受け、直近3か年の実績を加味した目

標値となるよう見直しを行ったところでは。

私からの説明は以上です。引き続き各種の決算状況について、担当課長から御説明します。

安藤農林水産企画課長 平成29年度の決算の状況について御説明します。

まず、決算附属調書により農林水産部関係の決算状況を一括して御説明します。

5ページをお開きください。歳入決算額の予算に対する増減額です。

左の科目欄の3番目、農林水産業費国庫補助金の減131億7,954万8,433円です。

これは、増減理由欄の上から4番目、産地パワーアップ推進費補助金など、国の補正予算関連事業の繰越しに伴い、29年度の国庫補助金が減収になったことなどによるものです。

次に、11ページをお開きください。

科目欄の一番下、貸付金元利収入のうち、農林水産部関係の主なものは、減収となったもののうち、12ページの一番上、木材業経営安定資金貸付金分1億3,795万5円をはじめ、貸付実績が見込みを下回ったことなどによるものです。

同じく12ページの科目欄の一番下、雑入の減収となったもののうち、13ページの上から3番目、畜産振興課所属9億5,613万9,894円をはじめ、補助金の繰越しなどによるものです。

続いて18ページをお開きください。不用額です。

科目欄の中段、農業費のうち2番目の農業振興費2億1,895万1,739円については、農業金融対策事業の貸付金などが見込みを下回ったことによるものです。

その下、畜産業費のうち2番目の家畜保健衛生費1億7,090万1,110円は、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生がなかったため不用となったものです。

科目欄の下段、林業費のうち一番上の林業振興指導費2億2,879万5,598円については、木材産業経営安定推進事業における貸付実績の減などによるものです。

24ページをお願いします。収入未済額です。

科目欄の下段、貸付金元利収入のうち課名欄の下から2番目、団体指導・金融課2,046万5,635円及び25ページの科目欄、違約金及び滞納利息の団体指導・金融課4,718万4,403円は、農業改良資金の納入義務者の経営不振等により滞納となっているものです。収入未済額については、引き続き関係機関と連携しながら督促などを行い、縮減に努めてまいります。

次に、特別会計に関する決算状況を御説明します。

50ページをお願いします。歳入決算額の予算に対する増減額です。

科目欄の上段括弧書きの県営林事業特別会計のうち、不動産売払収入3,882万2,638円については、立木の売払収入が見込みを上回ったことによるものです。

次に、51ページです。不用額です。

科目欄中段の括弧書き林業・木材産業改善資金特別会計のうち、林業・木材産業改善資金6億3,097万円及びその下の括弧書き沿岸漁業改善資金特別会計5億7,051万3千円は、貸付実績が見込みを下回ったことによるものです。この不用額は繰り越して、翌年度の貸付金等の財源としています。

科目欄下段の括弧書き県営林事業特別会計の伐採事業費960万7,880円については、伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金が、見込みを下回ったことによるものです。

次に、53ページをお開きください。収入未済額です。

科目欄下から2番目の括弧書き林業・木材産業改善資金特別会計の貸付金元利収入266万円及びその下の雑入518万4,145円並びにその下の括弧書きの沿岸漁業改善資金特別会計の貸付金元利収入1,501万5千円及びその下の雑入525万円は資金借受者の経営不振や倒産等により滞納となったものです。

以上、農林水産部関係の決算状況です。

続いて、決算事業別説明書により歳出関係の主な事業について関係課から御説明します。

まず、農林水産企画課の決算状況についてです。

175ページをお開き願います。歳出関係の主な事業について御説明します。

第2目農業振興費の事業説明欄の一番下、農業施設等復旧支援事業費6,939万6千円です。これは、九州北部豪雨・台風第18号により被災した地域の農業経営の持続を図るため、損壊した園芸施設等の復旧経費の支援を行ったものです。

田邊団体指導・金融課長 団体指導・金融課関係の決算の状況について御説明します。

180ページをお開きください。林業・木材産業改善資金特別会計の下段、木材産業等高度化推進資金貸付金5億2,100万円です。

これは木材の生産又は流通を担う事業者が、事業の合理化を図る場合等に利用できる短期運転資金を貸し付けるため、必要な資金を融資機関に預託したものです。

太郎良地域農業振興課長 地域農業振興課関係の決算の状況について御説明します。

同じ資料の187ページをお開きください。第9目園芸振興費のおおいた味力発信・地産地消推進事業費121万8,560円です。

これは、消費者参加型の地産地消運動を推進するため、大手コンビニエンスストアと協力し、県内高校生・大学生を対象とした商品開発コンテストを実施し、若年層に対する意識啓発と県産農林水産物の利用促進を図ったものです。

小関新規就業・経営体支援課長 新規就業・経営体支援課関係の決算の状況について御説明します。

資料の192ページをお開きください。第2目農業振興費の事業説明欄のうち上から4番目、農業次世代人材投資事業費4億7,254万1,305円です。

これは、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の次世代を担う農業者に対して、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業次世代人材投資資金を交付したものです。

加藤農地活用・集落営農課長 農地活用・集落営農課関係の決算の状況について御説明します。

資料の198ページをお開きください。下段の第1目農地総務費のうち事業説明欄の上から3番目、農地集積・集約化推進事業費7,555万7千円です。

これは、農地集積に取り組む農業者が、農地中間管理事業を活用して新規に利用権設定をした農地に対して、交付金を交付したものです。
後藤おおいたブランド推進課長 おおいたブランド推進課関係の決算の状況について御説明します。

201ページをお開きください。第9目園芸振興費のうち一番上、卸売市場施設整備事業費7,600万1千円です。

この事業は、青果物の安定供給を図るため、佐伯青果卸売市場協同組合が佐伯市内の老朽化した三つの民営卸売市場を統合し、佐伯市に新設する卸売市場の整備を支援したものです。

河野畜産振興課長 畜産振興課関係の決算状況について御説明します。

205ページをお開きください。第2目畜産振興費の事業説明欄の一つ目の項目、全国和牛能力共進会对策事業費2,727万9,996円です。

これは、第11回全国和牛能力共進会に向けて、出品牛の飼育管理指導等の実施や輸送費等を助成したものです。

加藤農村整備計画課長 農村整備計画課関係の決算状況について御説明します。

209ページをお願いします。第1目農地総務費の事業説明欄の上から2番目、国土調査事業費6億2,230万500円です。

これは、大分市ほか12市町において地籍調査を実施したもので、平成29年度末の進捗率は62.3%となっています。

堤農村基盤整備課長 農村基盤整備課関係の決算の状況について御説明します。

資料の212ページをお開きください。第3目土地改良費のうち事業説明欄の上から2番目、農業水利施設保全合理化学業費18億1,563万6,555円です。

これは、野津地区ほか35地区において老朽化した農業水利施設の機能診断、補修、更新及

び新設により、施設の長寿命化を図ったものです。

諏訪林務管理課長 林務管理課関係の決算状況について御説明します。

資料の216ページをお開きください。下段の第2目林業振興指導費の事業説明欄の一番上、林業再生県産材利用促進事業費1億6,316万円です。

これは県産材の需要拡大と原木の流通・加工、製品流通における低コスト化を促進するため、原木流通体制の整備や木材加工施設の規模拡大、大径材活用に向けた体制整備などに対して支援したものです。

樋口森林保全課長 森林保全課関係の決算の状況について御説明します。

221ページをお願いします。下段の第2目林業振興指導費のうち一番上、荒廃人工林緊急整備事業費4億5,482万6,200円です。

これは、適正な管理が行われていない森林を健全な状態に誘導するため、間伐や更新伐などの森林整備に対し、費用の助成を行ったものです。

岡田漁業管理課長 漁業管理課関係の決算の状況について御説明します。

230ページをお願いします。下段の第2目水産振興費のうち、上から2番目の低水温期発生型赤潮対策強化事業費763万円です。

これは、魚類養殖業者の経営安定化に向け、低水温期に発生する赤潮プランクトンの発生源分布の調査及び養殖場へ流入する気象・海象条件等の調査を行ったものです。

景平水産振興課長 水産振興課関係の決算の状況について御説明します。

234ページをお開きください。第2目水産振興費のうち上から2番目、水産資源回復強化事業費5,979万771円です。

これは、新たな保護区の設定など資源管理措置を徹底するとともに、漁業者に対して種苗法流の支援を行ったものです。

中村漁港漁村整備課長 漁港漁村整備課関係の決算の状況について御説明します。

238ページをお開きください。第7目漁港

建設費の下から4番目、水産物供給基盤機能保全事業費4億5,854万9千円です。

これは、漁港施設の長寿命化を図るため、蒲江漁港ほか5か所の県管理漁港及び佐志生漁港ほか11か所の市管理漁港の機能保全工事を実施したものです。

鷺海副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が4名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

土居委員 ため池等整備事業、主要な施策の成果170ページです。防災ダム事業やため池等整備工事、危険ため池緊急整備工事の事業が上がっていますが、決算額が予算額に対して大きく下回り、予算額に届いていないという状況があります。大変厳しい状況ということは察するんですけども、その現状について伺います。

堤農村基盤整備課長 29年度決算19億264万6千円について、その数字をまず御説明したいと思います。

平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書214ページの上から三つの項目の事業別決算額それぞれの合計が19億264万6千円になります。これに対して、予算の合計が33億8,480万3千円となります。その差14億8,215万7千円が生じています。これについては、まず国の平成29年度補正予算受入れに伴う翌年度への繰越し、このページの右の括弧書きで、翌年度繰越し額それぞれ三つの数字がありますが、その合計が10億2,220万2千円となっています。また、その他は、補正予算に対する国からの内示額が県の要望額を下回ったことで生じた4億5,995万5千円です。

なお、県の要望額を下回ったこの金額については国に働きかけを行って、委員の方々にも御協力をいただき、平成30年度の予算において

事業費を確保したところです。今後も事業の推進に努めていきたいと考えています。

土居委員 繰越額は問題ないんですが、国に要望した額がなかなかつかないという状況で、補正ですという現状があるというのはよく分かりました。今年度もそうですし、これからため池等で大変危険な箇所があります。強靱化の社会を築くために、やはり早急に整備が必要だと思っています。もちろん執行部からも国に求めていくでしょうけれども、私どもからも国に強く求めていきたいと思っています。しっかりと整備をよろしく願います。

原田委員 主要な施策の成果の196ページ、木造建築物等建設促進総合対策事業について質問します。

この事業内容は、CLT等利活用促進事業となっています。今年の8月下旬に総務企画委員会で岡山県真庭市に行き、CLTでできたホテルに宿泊しました。それが何だったという話なんですけど、香りはとても良かったです。あとホテルとしては普通のホテルのようなんですけれども、真庭市には銘建工業、CLTの製造会社がありますから、そういった利活用で事業をしている。補助も入れながら造っているんだろうなと感じたんですけど、大分県はCLT製造会社はないわけです。その中で、CLT等利活用促進事業は必要なのかと思ってしまう。

ただ、こういう言い方をするとCLT製造会社に否定的なように思いますが、そうじゃなくて、大分県としてCLTをどういうふうに取り組んでいくかという質問です。

何年前かに、鹿児島県の山佐木材さんですかね、職員を派遣しましたよね。戻ってきた後、日田の振興局にいたと私は聞いたんですけど、その後どうなったのかなと思いつつ、大分県としてCLT製造会社の設立も含めて考えたのかどうかということ、あれからなかなか聞かないものですから、ぜひお聞きしたいと思っています。

河野林産振興室長 CLT等利活用促進事業は、今後住宅着工数が大きく減少することが見込まれる中、非住宅部門への木材利用を進めること

を目的に行っている事業です。これはCLTだけではなく、木材等も対象としたものであります。昨年度はCLTに関する研修を3回、CLT以外の木造建築物等について7回の研修を行って、木材に精通した建築士を育成しました。

このような取組を進めることで、木材の需要拡大が進むと考えています。また、県内の製材所においては、CLTの原材料となるスギの板材が非常に多く生産されていることから、本年7月から半年間で約1千立方メートルの原板が県外、岡山県のCLT工場に供給されるなど、新たな木材の需要拡大につながっていると考えています。

委員から御指摘があったCLT工場の設立については、非常に多大な投資が必要であること、それから大きくて長いCLT部材の輸送の問題等もあることから、全国の集成材メーカーも今建設については躊躇し、足踏みをしているのが現状です。

このような状況を踏まえ県としては、さきほど言った木造建築に精通した建築士の育成や材料の供給拡大に向けた取組を通じて、まずはCLTの利用に対する県内の機運の醸成に努めたいと考えています。

原田委員 分かりました。機運の醸成というのは必要なんだろうと思うわけですけど、ちょっと聞き方を変えると、中島部長、CLTの製造会社は必要だと思っているのか、思っていないのか、ぜひお伺いしたいと思います。

中島農林水産部長 今、室長からもお答えしたところですけれども、CLTの工場というのは、なかなか今全国的に直ちに造ろうというような状況にないというのが実情です。

そんな中で、必要であるなら県の財政をとということには、そこもなかなかないと考えています。やはり民間がぜひCLT工場を造って、需要を拡大してやりたいというような、前向きで、それもできそうな事業プランがありましたら、そういったところに対しては県としても後押しはできるのかなと思っていますけれども、さきほど申し上げたように、現段階ではなかなかまだそういった状況ではないというのが実情

だと思っています。

守永委員 2点ありますが、一つが平成29年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書175ページ以降に課ごとに給与費を掲載してはいますが、まずこの給与費の中に時間外勤務手当が含まれているかどうかというのをお伺いしたいのと、働き方改革に向けて8月から時間外勤務の実態把握と労働時間短縮に向けて取組が行われていると思うんですが、2017年度の時間外勤務について総務部で質問したときに、農林水産部では、本庁で14.9時間、地方機関で5.3時間という報告がありました。29年度の実態について、通常之年よりも多いのか少ないのか教えていただきたいと思ひますし、また、通常と異なる要因について分析できているか教えてください。

次に、平成29年度における主要な施策の成果の171ページ、農地中間管理推進事業についてなんですけれども、成果指標として機構を活用した新規集積面積、目標の300ヘクタールを上回る実績となっていますが、担い手への集積、農地集積率が40.1%と示されています。集積された農地の団地化率と申すのでしょうか、一人の担い手がどれだけ団地化された中で経営ができているのか、合理的な経営ができているのかといった部分にどれほど寄与しているのか、状況が分かれば教えていただきたいと思ひます。

また、農地中間管理機構を通じて、団地化に向けた働きかけというのはどのように行われているのか。その成果等についても、もし状況が分かれば教えていただきたいと思ひます。

安藤農林水産企画課長 まず、時間外勤務の関係を御説明したいと思います。

まず1点目の175ページにある給与費のところには時間外勤務手当が入っているかという点ですが、これには入っていません。

2点目の実態ですが、農林水産部の時間外勤務は、本庁は平成26年度が15.1時間、27年度が14.8時間、28年度が14時間と減少傾向でしたが、平成29年度は14.9時間と増加しています。これは九州北部豪雨、そ

れから台風第18号等の災害対応が主な要因です。

また、地方機関においては、平成26年度が5.5時間、27年度が5.2時間、28年度が5.2時間、平成29年度は5.3時間ということで、ほぼ同程度で推移している状況です。

加藤農地活用・集落営農課長 この事業では、農地の集積率や新規集積面積などを目標に掲げ、農地の集積、集約化の取組を進めてきました。本事業の成果の農地の集積の状況を御報告しますと、平成26年度の事業開始の集積率は33%でしたが、この4年間で40.1%まで拡大しています。御質問にあった団地化率については、農地中間管理事業において定義付けされていませんが、29年度の農地中間管理事業を通じて農地の転貸を受けた担い手の平均経営面積は0.7ヘクタールから1.5ヘクタールに増加するなど、規模拡大が進んでいます。他方、担い手の集約化につながる耕作集積協力金の交付面積、連たん化した面積ですが、27年度には282ヘクタールであったものが28年度には197ヘクタール、29年度では148ヘクタールと年々減少していることから、今後、取組が必要です。

そのため、今年度から農業委員会が市町村ごとにおおむね1か所のモデル地区を設定の上、農地中間管理機構と連携して、農地の集約化などに重点的に取り組んでいるところです。

今後の本県農業の持続的発展に向けては、作業の効率化や低コスト化が必要であることから引き続き基盤となる農地の集積、集約化をしっかり進めてまいりたいと思っています。

守永委員 時間外勤務縮減の取組については、災害等でどうしようもなく業務が急きよ増えるということもありますし、ここ数年災害が多かったという状況から、極力通常の年に時間外勤務がなくなるような取組をしていかないと、正に余裕がなくなってしまうという状況もあると思いますので、超勤の縮減に向けては力を入れていただきたいと思っていますし、そういった忙しさの中で健康管理ができるように配慮いただきたいと思っています。

さきほど土木建築部で質問を投げかけたときに、土木の日、土で11、木で18、11日と18日はもう超勤をしないで帰ろうという呼びかけをしているということをおっしゃっていました。忙しい中でも、休むときにきちんと休むという、いわゆるリセットするときは必要じゃないかと思えますので、農林水産部が米とは言いませんけれども、8日、18日に帰るとか、そういった工夫も凝らしてみたらどうかと思いました。そういった点も含めて、ぜひ超勤管理については御配慮をお願いしたいと思います。

また、農地中間管理機構の取組については、かなり成果が上がっているんだろうと思う反面、地域でどうしても経営ができない農地が集約されつつあるというのが実態じゃないかなという気がします。今お話にあった連たん化面積については徐々に減ってきているということは、結局連たん化されていない、効率的な経営が厳しくなってきたという実態があるんじゃないかと思っています。それについて、モデル地区を設定して取り組むということで、ぜひその取組について期待したいと思います。その中でやはりネックなのは、農地を集約して耕作するのはいいとして、その畦草刈りだとか水路の維持管理、そういったものをどう地域の方々と連携して担い手の負担を軽減していくかということが一つ考えられるんじゃないかと思っています。普及員の皆さんがそのモデル地区につくんでしょうから、ぜひ普及職員の方々も現地の集落の方々とよく話をしながら担い手の負担だけにならないように取組を進めていただければと思います。

以上、要望として投げかけたいと思います。
安藤農林水産企画課長 農林水産部としても、月のうち13日、これを一次産業の日として、あわせて第4金曜日は「県産魚の日」として、超勤縮減で全員一斉に帰ろうと取り組んでいます。引き続き超勤縮減に取り組んでまいりたいと思います。

平岩委員 私は有機農業が広がるといいなというもいつも願いながら生活をしているので、有機農産物についてお伺いします。

主要な施策の成果183ページになります。有機農産物生産流通拡大推進事業で、県内の有機栽培農家数を市町村ごとに教えていただきたいというのと、グループ化されていく状況ですけども、それがどのくらいあるのかということをお教えいただきたいと思っています。

太郎良地域農業振興課長 まず、県内における市町村ごとの有機栽培農家数ですが、事前にお手元に資料をお配りしています。定義が明確である有機JASに取り組んでいる農家数は、県の調査では30年3月末時点で12市2町において105戸となっています。

次に、グループ化についてですが、有機農業者は御存じのとおり、その多くが小規模であることなどから、生産力の強化やロットの確保による販路拡大につなげるためグループ化に取り組んでいます。29年度は4グループを作ることができまして、宇佐市で2グループ、玖珠町で1グループ、由布市で1グループという状況です。加えて、昨年度は臼杵市の企業的有機生産者が一元的に県下の有機農産物を集荷し、大手量販店向けに流通販売していくためのネットワークを整備したところです。また、有機農業を拡大していくためには消費者の理解、醸成が重要であることから、量販店等との連携によるPR活動やオーガニックマーケットの開催などに取り組んできています。今後ともこうした取組を充実させながら、有機農産物の生産流通拡大を進めてまいります。

平岩委員 午前中に説明資料が机上に配られていたので見せていただきました。数がだんだん増えていっているんだなというのをつくづく思いましたが、県のまとめの課題の中に、少量多品目の有機栽培は生産性が不安定で流通が限られて広がらないというような総括をされています。私は農業の専門家ではありません、全くの素人ですけども、そういうものをいつも利用している者として、少量多品目を逆手に取ってこれから進めていくということも大事なかなと思いました。例えば、県が進めている白ねぎなんか、一つの品目だと今年の夏は病気が入ったりして結構生産量ががたっと落ちたと聞きま

すけれど、有機の場合は時期を少しずつずらしながらいろんな品目をつなげて作っているの、そのことではアピールできるのではないかなと思います。消費の部分では、今は宅配とか通販の時代で、そういうところとつながっている有機栽培農家はとても多いと思うんですね。だから、県が考えているロットを増やして量販店に大量に持っていくという前に、まず1戸1戸の農家が着実に広がって、そしてその人たちがきちっと仕事をして、それが消費者につながって、その後大きな流通につながっていくのが理想ではないかなと私は個人的に思うんですけどいかがでしょうか。

太郎良地域農業振興課長 本当に有機農業の農産物の特徴を生かしたこういった販売促進も今後していかないといけないなと考えていますが、ここに書いているように、有機農業というのが堆肥等で土づくりをして、化学合成肥料とか農薬を使わないという特殊な栽培条件であることから、なかなか普通の方が求めているような品質とか量が安定的に取れないという問題があります。

大分県にも毎年いろいろ新規就農者が入ってこられますけれども、大体全国的に見ても3割ぐらいの方は有機農業をしたいということで、今、9組10名ぐらいの方が有機農業を実践している生産者のところで研修を重ねながら、まずは技術を確認にさせていただく。そういったところから始めて、その後には今度は売り先ですが、なかなか全国的にも普通の市場に流通するような大量の、量がないというところです。どうしても宅配企業とか、個別の販売とか、そういった少量のロットに対応するようなところですけども、個々で取り組んでいくと周年安定して供給できないという問題があります。そこで昨年からの事業に取り組んで、皆さん共同で同じ志がある生産者が仲間を作って一緒に協力し合って、そういう需要に対してきちっと供給していこうと。そうすることで、自分たちの信頼性もアップしますので、そういった取組を進めてきているところです。本当に幸い、大分県の中にはそういう核となる有機農業の先駆的な企

業体がいるということで、そういう方々を中心にどんどん輪を広げていって、そしてまた大手量販店との流通と言うか、バイパスも広げていくことで、これからどんどん入ってくる生産者の方々、希望する方々を支援していきたいと考えています。

平岩委員 昨日、たまたまうちに有機栽培の野菜が届く日だったんですけど、本当に10品目ぐらいあるんですね。そして、その中で、そこが作っていない物で、よそとの関係の中で手に入れた物も入ってきているし、6次産業化の中で今はなすが採れる時期なので、辛子漬けのなすが入っていたりとか、ああ、広がっているんだなと思います。ただ、やっぱり有機農業をやっている方はこだわりが強い頑固な方も多いと思いますし、でも、そういうところで弟子になって一生懸命頑張っている若者が10名いらっしゃるということで、この若者がしっかり自活できるようにいつもいつも願っています。よろしくをお願いします。（「関連」と言う者あり）

久原委員 今の平岩委員の有機農業のことなんじゃけど、いろいろ私も考えてみるんやけど、今私のところの地区に2軒おるんや。それが有機農業をずっとやりよる。それで、一人は子どもが5人おるんよ、もう1軒は4人おんのや。

「お前たちはそげん子どもを作っちゃって生活できるんかい」と、こんな話をしたんやけどね。我々の親たちの時代を考えると、7人も8人も子を産んじょんのやな。そしてやっぱりこの有機農業、あの頃は昭和20年の初め頃だった。その頃は農薬というのはなかったんや。あるいは購入する肥料なんかなかった。だけん、もう自分ところの循環農業の有機農業をしよっただけで、私はやっぱりそれが子どもがな、多産の原因じゃねえかなというようなことも考えてみたりもするんや。そして、その人に私が、「お前の米は何ぼで売りよるんか」と聞いたら、30キロ3万円で買い手があるっち言うんよ。我が家の周りの人たちはみんな80歳ぐらいになって、子どもは帰ってくりやせん。だから、その有機農業の人なんかはただでね、どんどん

田んぼを増やして、作ってくれと言う農家からありがとう、ありがとうと褒められよる。そういうふうなのを、私は一人でやっぱり考えたけど、市役所の中に入れていくのも一つの方法じゃないかと思うんよ。今言うように、もうどんどんたくさん作って農業するような時代じゃねえ、もう少子・高齢化、人口減少社会の中にあって、そういう今の時代に合ったような農業というのもあってしかるべきだと思うので、これはよう専念してやっちゃくれ。

太郎良地域農業振興課長 新規就農者で有機農業を志す方々が本当に経営を確立していただくということが私たちの本当の願いです。

そういう中で、さきほど言いましたように有機農業は特殊な栽培だということで、例えば、以前県内で起こった事例なんですけど、地域で一人で無農薬栽培をされていて、そこで病害虫が発生して、やっぱり周りの普通にやっている方々が結構迷惑をされたと。有機農業をやりたいという方々は大切なんですけれども、その方々が地域に定着していただくためには、地域の合意と言うか、理解と言うか、そういうこともやっぱり進めていかなければならないということです。同時に今市町村に私たちも働きかけまして、市町村でそういう振興策を作ってくれませんかという、大分県の有機農業推進計画の中でも、平成33年に旧市町村のところで策定してもらおうという働きかけをしています。市町村にも協力していただいて、そういう方々を地域をあげて支援するような仕組みづくりということも大切かなと思っています。

今のところ7市町村ですけど、今年は佐伯市も取り組んでいただけということで今検討中です。そういうふうに少しずつ皆さんの理解を得ながら支援していきたいと考えています。

久原委員 あんな、私は見ちよるんやけど、逆なんじゃ。例えば、田んぼの中にウンカが発生して、それでぼこぼこ穴が開くごとして、農家の人はみんな、農薬をやろうとしたんよ。そうしたときに、もう農薬をやらんで早く刈ろうやと言うて刈ったんよ。だから、そのあと私は、あのウンカの集団が全部有機農家の田んぼに行

ってしまうんじゃないかと思うた。何のことはない、何も来んのよ。やっぱりあそこには、薬をしちよらんもんやから、いろんな薬で死んでしまうような幼虫みたいなんがおっちょってから、そういうのがウンカを食ってしまうんじゃわ。そういうふうな効果もあるような感じがする。そういうことで。

鷺海副委員長 ほかに事前通告をされていない委員で質疑はありませんか。

三浦委員 私から1点です。主要な施策の成果209ページの世界農業遺産ファンド推進事業の関係で伺いたいと思います。

世界農業遺産認定を受けて、今年でちょうど5年が経過すると思います。その中で、この認定市町村の支援というところで、少し具体的にどういった支援を今行っているのかということ。あわせてこの28年度、29年度に6地域のうち達成が5ということで、市町村の1地域が漏れていると思うんですけども、エリアが宇佐から日出までということだからかなり限られている中で、なぜ一つ漏れているのかというのを伺いたいと思います。

あと、フェイスブック等で確認をさせていただいていますが、事業の成果のような効果が現れているのかというのをちょっと私は疑問に感じているところです。担当課長から見て、この5年間、宇佐から日出までの世界農業遺産認定を受けた地域にどういった効果が現れているのか、GIHAS（ジアス）の精神にのっかってですけども、その辺の考えまた感想なりをぜひ伺いたいと思います。

安藤農林水産企画課長 順序が逆になるかもしれませんが、まず総括的なところから。

5年間たちまして、大きな方向としては2点、次世代も育成していくということ、それから地域が元気になるということ、この大きな2点を目標としてやってまいりました。

その1点目の次世代の育成という点では、認定地域の全市町村、小中高にいろんな教育的な取組を行っています。例えば、高校生でしたら聞き書き大会という形で、地域の農林業名人のところに高校生が取材に行き、その取材したも

のをまとめて高校で発表大会をすとか、中学生では、それぞれ特別授業をやるということで、その地域の中では若い世代を中心にしているという教育が非常に進んでいると思っています。認定地域内では認知度70%という状況です。

もう一つの地域を元気にするという点です。5年たちまして、私どももやっぱり大きな課題だと感じています。農林水産業が元気である、もうかる農林水産業であるということが、その地域を元気にしていくということだろうと思っています。最近ではフェアの開催とか、ビジネスプランコンテストをして、いい知恵がないかというのを募集しています。そういう形で引き続きしっかりと取り組んでまいりたいというのが総括です。

具体的には、市町村支援をどうしているかという点ですが、これは補助金を用意していて、県が3分の2補助で、ちょっと高額補助ですけども3年間してきました。市町村が首都圏等でフェアをやるときに、それを支援すとか、そういうものです。

あと1点、1市町村ないんじゃないかという点ですが、おっしゃるとおりです。それはある市町村でいろんな事業が絡んで、その当時できなかったため、引き続き協力をしていく。こちらもいい事業と思っていますので、積極的に市町村に事業展開をしていただくようにしていきたいと思います。

三浦委員 取組によってかなり認知されてきているという答弁だったと思うんですけども、この3番の事業の成果で、県内における世界農業遺産の認知度パーセンテージが出ています。この45%に対して39%というのは非常に分かりづらいと思うんですけども、これは何に対してどうなっているのかというのを逆に教えていただきたいと思います。

安藤農林水産企画課長 これは成果指標として認知度を上げています。私、さきほど70%と申し上げたのは、地域内ということなんですが、実は地域外になりますと、これが33%まで落ちます。つまり、今400人のインターネットによる認知度調査を毎年しているんですけ

れども、人口比でちゃんと計っていますので、認定地域外の方が圧倒的に多いんですが、そうしたときに33%ということ。これについては引き続きどうやって認知度をアップするかというのは非常に大事なことだと思っています。

三浦委員 今5年が経過したわけですので、ぜひこの宇佐市から日出町まで、認定されたエリアをしっかりと県が中心になってサポートを、また今後とも引き続きお願いしたいと思います。

麻生委員 主要な施策の成果の211ページ、集落営農構造改革対策事業について、さきほど来議論が行われているわけですが、私はこの中でもう1回確認をしたいんですが、担い手不在集落の定義についてどう認識しているのか。担い手不足は本当に深刻な状況にありますし、特に元気で豊かな農山漁村の継承という意味での担い手不足からの脱却、取りあえず不在は解消したという達成率は示されているかと思うんですが、その定義はどう読み解けばいいのか教えてください。

加藤農地活用・集落営農課長 細かい数字まで持ち合わせていないんですが、原則的に、その集落に中核的農家や認定農業者の方々がいない集落ということで数を数えています。

麻生委員 分かりました。不在という意味ではそういうことなんだろうと。とは言いながら、担い手が不足して、その集落そのものが元気で豊かな継承ができるかと言うと非常に厳しい問題もあるんだろうと思っていますので、最近ではJA全農の人材派遣とか、古国府の方から派遣をする。また、そういった各地域にも立ち上げるというようなことも起こっているわけであって、そういったところといかにリンクさせるかということと、今年の6月に日銀大分支店が提言をまとめている大分県農業の成長の可能性で、農家比率が5割以上の農家集落、1,130でしたでしょうか。これを地域類型、平地にあるところとか山間地とか山奥にあるとか、そういった類型別で農家比率5割以上の集落とここにあります集落とのリンク、類型をしっかりと、その上で対策を立てていくと面白いことが分かるんじゃないかなと感じたところであり

ます。同時に、県都から遠かったり不便であっても、農家比率が高くて評価額、移輸出額とかいう、今まで大分県の農政では表現していないような視点の指標も用いながら取組をしていたことに注目していますので、ぜひああいった提言をこの集落にも置き換えて、もうちょっと細かく分析して来年度のプランに生かしていただければ幸いかと思いますので、よろしく願いをしておきます。

加藤農地活用・集落営農課長 担い手不在集落の一つの解消策として、今地域農業サポート機構の設立を進めています。29年度までに四つの地域で機構が設立され、本年6、8月にプラス6機構認定して、合わせて10機構が設立されました。28年度の実績を見ますと、その機構が担い手不在集落に出向いて農地の管理や作業支度等を担うということで、189の担い手不在集落の解消がされました。ゼロというわけにはなかなかいかないでしょうけど、こういったところの取組を進めながら、県下の集落、地域を守っていく活動を続けていきたいと思っています。

麻生委員 さきほど言った1,130集落、これの評価額というのは大分県の農業の算出目標額よりも大きいというような指摘もありましたし、今言った担い手派遣と言いますか、植付け期、収穫期のピンポイントに必要なときに重なってしまうという部分もあろうかと思うので、やっぱりその具体的な集落名までピックアップしながら対策を練っていく必要があろうかと思っていますので、それも含めてお願いをしておきたいと思います。

近藤委員 2点伺いたいと思います。最初は、主要な施策の成果190ページ、肉用牛生産基盤拡大支援事業について伺います。

肉用牛の増頭対策については、我が会派からも強く申入れをしたところですが、早速実施していただきましてありがとうございます。この施策について、ぜひ続けてもらいたいと思っていますが、今後どういうふうになれるのか、打ち切るのか、その辺の見通しについて伺いたいと思います。

肉用牛増頭対策について、やっぱり一番肝心なことは種牛の造成だと、私はそう思っています。糸福号以降、20数年間主要なこれというものが実際にできていないんですよね。そういうこともあって、私も農業新聞の子牛価格を全部切り抜いてずっと持っていますけれども、今年9月の若牛の全国主要市場45市場が出ていますけれども、一番高いところが兵庫県淡路、それから但馬、鳥取中央、全部100万円を超えているんですよね、淡路は109万7千円に9月市場ではなっています。

大分県を見てもみますと、玖珠は平均が70万5千円、豊肥が74万8千円で、これは沖縄に次いで最下位なんです、沖縄の次なんです。沖縄も大分県よりいいところもありますけれども、これだけ下がっているということは、結局購買者から大分の牛が評価されていないということになるわけです。だから、今ゲノム手法なんか使って早急に作ることを肝要だと思っています。

大分県は鳥取県と一緒にオレイン酸の、中身の濃い種雄牛づくりをやっていたんですが、いつの間にか大分県は抜け落ちて、鳥取県だけが先行していて、鳥取県はすごい成果を出していますので、大分県は今後どうされるのか、いい方向も見えていますけれども、あわせてお伺いしたいと思います。

もう1点は、木材の関係ですが、主要な施策の成果の195ページ、木材生産コスト低減推進モデル事業は非常に大事な、いいことでありまして、ぜひとも続けてやっていただきたいと思っていますが、皆伐が進まない一つの大きな理由に、せっかく育てて売っても、あとまた育てるといったら大変なんです。5年間ぐらいは下刈りの補助がありますけど、それ以後はやっぱり自力でやらなければいけませんので、そういうことで進んでいないと思います。私の集落だけでも、よその人が山を持っているんですけれども、10何ヘクタールが切ったまま放置林になっています。これがシカとかイノシシの害で非常に困っていますけれども、こういうところにもどうかして森林環境税なん

か使って、植林をしなきゃいけないと思います。その辺りのことをお聞かせ願いたいと思います。

茶園畜産技術室長 肉用牛の増頭対策ですけれども、これまで3年間の増頭対策により、2,370頭の繁殖雌牛の導入がされているところです。

結果として、繁殖雌牛頭数は回復の基調にあるということで、非常に効果があったと考えているところです。

今後の対策については、これから検討しますが、これまでの対策に加えて、やはり繁殖雌牛側にしても産肉能力の高い繁殖雌牛の増頭について進めていく必要があるのではないかと考えているところです。

また、種雄牛の造成については、委員御指摘のとおり、県内の県有種雄牛の精液譲渡本数も非常に減少しているところです。こういう状況ですけれども、今年度から改良方針を生産者と共に定めて、これまでのBMSだけではなくて、枝肉重量、また、それに加えておいしさを付加した改良を進めていくということで認識を統一したところです。加えて、このたび新しくゲノム育種価評価を活用した方法で優秀な種雄牛もできています。このような手法を活用していきながら雄側の種雄牛造成を進めてまいりまして、子牛市場については、雄側の改良と雌側の改良をあわせて行うことによって市場価格の向上を図っていきたいと思っています。

諏訪林務管理課長 山の伐採、その後の造林についてお答えします。

委員御指摘のとおり、伐採した後は我々としては、当然きちっと植えて管理して、またいい山に戻していただく、いわゆる循環型の林業をぜひとも進めていきたいと思っています。

御指摘のあった伐採した後の造林ですけれども、今県としては、国の公共事業に加えて、県の環境税、また木材業者さんとか所有者さんからいただいたお金、また、一部については民間企業からいただいたお金で、最高95%までの支援で再造林ができるように支援しているところです。

こういう形で、これから主伐が増えていきますので、再生林の支援については引き続き強化していきたいと思っています。

近藤委員 流通対策をしっかりとやっていただいて、それは感謝していますが、もう一步突っ込んで、ホテルとかレストラン、県内で1社だけ使っているのかな、あんまり使っていないので、この辺も県内で肉を使うような、そういう施策もやっていただきたいと思っています。

それから、林業については、やっぱりドローンを使って木材調査をやるような仕組みを各森林組合でもできるようにしっかりと御指導を賜りたいと思います。それが低コスト生産につながると考えていますので、その辺もよろしく願います。

流通対策について、お答えをいただきたいと思っています。

河野畜産振興課長 御存じのとおり、9月4日に「おおいと和牛」を立ち上げました。9月4日時点では28の事業者にご協力をいただいています。その後、今日までに11の方々に追加で参加をいただきました。今は県内だけでそれだけの業者の方に御協力をいただいています。それから、肥育農家についても、9月4日時点からもう1名に参加いただいて、44人の方に参加いただいています。今後は、県外、東京・大阪で今年度中にフェア等を開催して、「おおいと和牛」を全国に知らしめていきたいと思っています。

桑原委員 主要な施策の成果195ページ、木材生産コスト低減推進モデル事業についてお聞きします。

現状と課題のところの主伐・再生林への本格移行という言葉、そして、事前にいただいた資料の中に、現状のところですか、戦後の拡大造林地が成熟し、約10万ヘクタールが伐採適期であるという言葉がありますね。この主伐の本格移行とか伐採適期というのはどういうことかというのがまず最初。

そして、同じくいただいた資料に主伐・再生林による林齢平準化が必要というのがあって、この林齢平準化というのはどういうことなんで

ですか。その場所の林齢を一緒にすると言うんですか。その図を見るとちょっと違うようなニュアンスかなと思いましたので、その確認と、どちらにしろ皆伐・再生林、平準化することになると、根の深さの多様性が失われて土砂災害に弱いという研究があるんですけども、県としては、この皆伐・再生林して平準化された同じような年齢の木が育っているところというのは、土砂災害に対して自然更新の森と同じように強いのかどうか、その認識を教えてください。

取りあえずその二つでお願いします。

諏訪林務管理課長 まず、いただいた3点、主伐への本格移行ということと伐採適期、平準化ということについて御説明します。

主伐への本格移行ということですが、本県に限らず、これまでどちらかと言うと森林が育成段階ということがあり、要は切って木材として利用できるものが少なかったということがありました。若い林齢の頃ですね。そういうものから年数がたっていくごとに木材として本格的に利用できるという状況になってきたということ。当然山の林齢が上がってきていまして、成長量が少しずつなくなったとは言いませんけれども、若い頃に比べて鈍化していくということがあります。この二つのことを指して、主伐への本格移行を図っていくと。森林の状況に応じては、当然間伐もあろうかと思いますが、森林の林齢が上がってきた、成長量がなくなったということではないが落ちてきているという傾向を踏まえて、主伐を当然検討していくべきと考えています。

伐採適期は、今申し上げたとおり、成長量がなくなるということではなくて、1年間の成長がこれまでに比べて落ちてくるという生物の現象を捉えて、その時期が伐採適期と一般的に言われていますので、そういう言い方をしています。

平準化は、本県に限らず日本の森林は戦後、昭和30年頃を中心に、エネルギー革命ではないですが、山の木が切られて、どんどん人工林が植えられた。今植えて50年前後の山が非常

に多くて、若い森林が少なくなっていますので、少しずつその50年、60年になっていくところを切って、若い森林も、これは県全体のことで捉えて植えていくことによって、長期的に山の森林の年齢構成を若い木も増やしていきたいといういことで平準化と言っています。

また、伐採した後の、根の深さの多様性ということで、それについて災害に弱いのではないかという話がありました。これは、そのまま伐採した状況ですと、それがずっと絶えていきます。木の根がどんどん腐朽していきます。これについては、10年、15年ぐらいはその根の力がもつと言われていきますので、根がきちっと土を捕まえる力、緊縛力と言いますが、それがあある間にきちっと再生林をして森林にしていくと。当然、切った後に適切に植えることによって、森林の表面が崩壊していくのをきっちり抑えていきたいと考えています。

桑原委員 林齢平準化というのは意味が分かりました。それが県全体で見て若くというところも分かりました。災害に大丈夫というのは、私もそんなに研究結果を持っているわけじゃないので、今の課長の御説明を信じようかなと、取りあえず思っていますけれども、この戦後70年以上たって伐採期にある、一般的に言われる成長量が鈍化しているというところ。これは林野庁もずっと言っているから、それを県も使っているんでしょうけれども、これはもう、やめた方がいいんじゃないかなと思います。

私は6月の意見書に対する討論で申し上げましたけれども、2014年以降、いろんな内外の研究機関が発表しています。日本でも国立研究開発法人森林研究整備機構が2015年の研究結果で、スギなら140年、ヒノキなら100年ほど、50年を超えて幹がどんどん鈍化じゃなくて、反対にそこから増えるんだという結果が出ていますよ。だから、この林野庁の認識を基にやっているものは全部おかしいということに、そのうちなると私は思っていますので、ちょっと調べていただければと思います。

そして、この事業の木材生産コスト低減推進を本当にしたいと言うのであれば、高機能高コ

ストな機械を入れたり、路網整備したりすることを必要としない自伐型林業というのが今注目を集めていますよね。林業の先進国であるドイツとかオーストリア、特にドイツの場合は日本と森林面積がほとんど一緒に生産額3倍以上、雇用で言えば20倍ぐらいというのが実現しています。そこは本当にもう100年単位の長伐期で、非皆伐ですね、間伐でやって自然更新でやっている。林家ももうかっていると。全く日本と逆の方向をやっています。

県は本当に国の方針のままやっていますけれども、国に先んじてそういった先進的なものも研究するお考えがないかお尋ねします。

諏訪林務管理課長 まず1点目、山の成長の度合いについて御質問をいただいています。

県では、県内で平成28年度から今年度まで3年間で、500地点ほど山の人工林の状況を調査して、成長度合いがどうなっているか、いろいろな林齢のところ、当然樹種を前提に調べています。そういうものをきっちり整理して、山の成長曲線を改めて整理するということを進めています。そういうもので、成長度合いの県内の実状をあわせて施業に生かしていきたいと思っています。

もう1点、ドイツのお話です。いわゆる高機能とかではなくて、自伐の研究をしてはどうかというお話がありました。

山の管理というのは、我々も森林所有者にやっていただくことが基本と考えています。これは、先般成立した法律でも、国としてそうなっているところです。ただ、全ての方ではなくて、多くの方はやっぱり自分では山の制御ができないとか、若しくは規模が小さいということがありますので、経営管理を森林組合など若しくは力のある事業体にお任せして集約化をしている状況が、全てとは言いませんが、多いのかなというのが大分県内の状況です。

自伐の状況については、本県内でも大きな方が周辺をまとめてやっているような形もあれば、若しくは自伐と言っても、ほかの方の山を預かってやっているというのは、これは本県ではなく他県に多いと思いますが、そういうものもあ

ると聞いています。これを類型化しますと、大規模になっていけばいくほど全てが皆伐というわけではなくて、間伐でやっているところも県内に多くあります。大規模なところは林業生産活動という面で、小規模な方、ほかの方の山を借りてやっている方は、どちらかと言いますと地域振興の面で地域から期待されて注目を浴びている例が多いということを研究者の書いている文章で拝見しています。

県としては、今お話ししたような実態を踏まえて、自伐の方も含めてですが、その規模に応じてしっかり支援をしたいと思っています。

桑原委員 諏訪課長、ありがとうございます。今後も議論を深めさせていただければと思います。

鴛海副委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 委員外議員で、質疑のある方はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえて、全体を通して委員の方からほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 別がないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって農林水産部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

鴛海副委員長 これより、内部協議に入ります。

さきほどの農林水産部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたらお願いします。

近藤委員 今申し上げましたけれども、県はいい種雄牛ができたということを宣伝するんやけど、誰も評価していないんですよ。だから、や

っぱり今はゲノムの編集ができますので、必要な予算をかけて早急に作らないと、もう生産者はやる気をなくしているんですよ。一方で、鳥取県は後継者グループが500万円も出して牛を買ってきている。自分たちでいいものを作ると言っても、畜産研究部は相手にされていないんですよ。そういうことでは困るので、本腰を入れて作るように要望していただきたいと思います。

鴛海副委員長 ほかに意見、要望はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 ただいま、委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で農林水産部関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもちまして、本日の審査日程は終わりましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海副委員長 それでは、次回の委員会は、明日5日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。